

第5次上関町総合計画

令和2年度～令和6年度

2020 >>> 2024

山口県上関町

第5次上関町総合計画

はじめに

これからの5年間を見据えた、町のあるべき姿を描き、それを具現化することを目標として、この度、「第5次上関町総合計画」を策定いたしました。

この計画では、町民一人ひとりが幸福感の持てる、豊かで魅力のあるまちを目指し、上関町民憲章を基本理念に掲げ、様々な分野での施策に取り組んでまいります。

高齢者が安心して住めるまち、子育てがしやすいまち、教育環境が整ったまちなど、町民一人ひとりがそれぞれの世代で安心して暮らせるまちづくりこそが、住みたくなるまちへの第一歩です。そして、そのことを実現するためには、各世代間で理解し合い、協力し合うことが不可欠です。

少子高齢化・過疎化は相変わらず厳しい状況にありますが、私たちが思い描く理想の「上関町」を創り上げるためにも、行政と町民の皆様の力をひとつにし、知恵を出し合いながら、計画の実現に向けて取り組んでまいりたいと思います。まさしく、「和を以て貴しと為す」、この心でふるさと上関のために町民がひとつになれば、実現の可能性は一層高まると信じておりますので、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

最後に、この計画を策定するにあたり、ご意見やご提言をいただきました町民の皆様をはじめ、総合計画審議会委員、町議会議員並びに関係各位に対しまして、心から御礼を申し上げます。

令和2年3月

上関町長 柏原重海



～ 目 次 ～

第1編 序論

第1章 計画の概要

1. 計画の目的	1
2. 計画の期間	1
3. 計画の構成	1

第2章 計画の背景と目的

1. 町の概況	3
2. 計画における重点施策	4
3. 目標人口	5

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

1. 基本理念	7
---------	---

第2章 上関町の将来像

1. 将来像	8
2. まちづくりの目標	8
3. 基本計画の体系フロー	9

第3編 基本計画

第1章 あたたく生きる「人と人、花と人」

第1節 健康で暮せるまちづくり

1. 地域福祉の充実	11
2. 高齢者福祉の充実	14
3. 児童福祉、子育て支援の充実	19
4. ひとり親家庭等福祉	22
5. 心身障がい者（児）福祉	24
6. 低所得者福祉の充実	26
7. まちづくりの担い手（ボランティア）	27
8. 国民健康保険・国民年金制度・後期高齢者医療制度	29
9. 地域医療の充実	31
10. 健康づくりの推進	35

第2節 安全で快適な生活基盤づくり

1. 生活道路・交通網の充実	37
2. 住宅・宅地供給の促進	41
3. 土地保全対策	45
4. 情報通信体系の更新と活用	47
5. 消防防災・防犯体制の確立	49
6. 水道事業の運営	52
7. 生活排水対策の充実	55
8. 廃棄物処理体制の充実	57
9. 斎苑の整備・管理	59

第3節 美しいふるさとづくり

1. 環境保全	60
2. 美しいまちづくり	62
3. 美しい公園・広場・緑地づくり	64

第2章 いきいきと生きる「海の恵みと人の技」

第1節 魅力ある産業づくり

1. 観光の振興	66
2. 商業の振興	72
3. 工業・建設業の振興	74
4. 海運の振興	76
5. 農業・林業の振興	78
6. 水産業の振興	81

第3章 のびやかに生きる「歴史と未来」

第1節 豊かな創造性を育む人づくり

1. 学校教育の振興	84
2. 生涯学習の推進	87
3. スポーツの振興	89
4. 教育文化施設の整備	91

第2節 新たな歴史・文化を築くまちづくり

1. 郷土を愛し、誇れる教育の推進	93
2. 国際交流の推進	96

第4章 うるおいのある町をつくる「住民と行政」

第1節 まちを支える行政

1. 行政運営の確立	98
2. 財政運営の確立	101
3. 広域連携	105
4. 男女共同参画の推進と働き方改革の取組	106

第2節 まちを支える住民

1. 人権の尊重	108
2. 住民と行政の協働	110

参考資料

• 第5次上関町総合計画策定経過（概略）	1 1 2
• 上関町総合計画策定条例	1 1 3
• 上関町総合計画審議会設置条例	1 1 4
• 上関町総合計画審議会委員	1 1 5
• 上関町総合計画策定委員会設置要綱	1 1 6
• 上関町総合計画策定委員会委員	1 1 7

第 1 編 序 論

第1章 計画の概要

「第5次上関町総合計画」に関する基礎的な事項は、以下のとおりです。

1. 計画の目的

令和6年度を目標年次として、今後5年間の本町の将来像を描くとともに、それを実現するための基本的な方針と施策の大綱を定めることを目的とします。

本計画は、行財政運営を総合的、計画的に行うための指針となるものです。また、住民や民間諸団体に対しては、各自の積極的、主体的な地域活動を通じたまちづくりを展開するに際しての羅針盤となるものであり、国・県に対しては、計画実現のための一層の連携と協力を提案し、必要な施策・事業を調整する手がかりとするものです。

2. 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。

3. 計画の構成

本計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」をもって構成します。

（1）基本構想

現状認識と将来の見通し、住民意向を踏まえ、本町の望ましい将来像とそれを実現するための施策の大綱を明らかにし、基本計画および実施計画の基礎とするものです。

計画期間は5年間です。

(2) 基本計画

① 基本計画の目的

基本計画は、本町の有する自然環境と歴史・文化遺産を保全しつつ活用し、基本構想の理念に基づき、「花咲く海の町・上関」の実現のために町民と行政が一体となって力を結集し、推進していくための基本方針であり、体系的な施策展開の考え方を明らかにするものです。また、基本計画は、町政の施策推進の統一的な指針となる計画です。

② 基本計画の内容

基本計画は、本町の目指すべき将来像を実現していくための施策の大綱に基づき、現況と課題をふまえ、これからのまちづくりに向けての総合的な施策を体系づけ、各課題に対する主要事業を明らかにするとともに、これを実現するための方策をもって構成するものです。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に基づき、具体的な事業を定めます。これは、各部門の事業計画等とも調整を図りながら、適宜実施していくものです。

第2章 計画の背景と目的

本計画の策定にあたり、関連する背景を「町の概況」「計画における重点施策」「目標人口」で以下に整理します。

1. 町の概況

(1) 位置

本町は、山口県南東部に位置し、瀬戸内海に面した室津半島の先端部とその南側に位置する長島、そして長島の西側に位置する祝島、南東側に位置する八島を中心に、半島部と島しょ部によって形成された山口県最南部の町です。

町境は、柳井市と平生町に隣接し、交通アクセスの面では、県道光～上関線を軸に道路網が形成されており、県道柳井～上関線、室津半島スカイラインが広域道路として整備されています。

本町の交通網は、昭和44年の上関大橋の開通により長島が陸続きになり、飛躍的に改善されました。現在、道路改良により上関町から柳井駅まで、車で30分圏内となっています。また、山陽自動車道熊毛IC、玖珂ICへも60分程度の時間距離となったことから、山口市方面、広島市方面へのアクセスも大幅に向上しています。

海上交通においては、本土と祝島、八島を結ぶ定期船が就航しており、祝島～柳井航路、八島～上関航路の2ルートで運航されています。船舶の高速化や桟橋・待合所の整備も進み、島民の重要な交通手段として機能しています。

(2) 地勢

本町は、瀬戸内海国立公園区域に含まれており、瀬戸内海の穏やかな海と島しょ部で形成された、自然豊かで美しい景観に恵まれた地域です。

面積は34.69km²で、地形は半島部の中央部に位置する標高526.7mの皇座山を最高峰に、各島とも大部分が山地、急斜面地によって形成され、極めて平野部が少なくなっています。そのため、農耕や居住条件を有する土地が少なく、制約されています。

気候は温暖で過ごしやすい反面、雨量が少ないことから、特に島しょ部などは水利条件に恵まれない地域です。

室津半島と長島に挟まれた上関海峡は、古くから海上交通の要衝として栄え、潮待ち、風待ちの港が形成され、発展してきました。その反面、海に囲まれた地形から、冬季は季節風が強いうえ波も高く、海岸線は日本海側に多くみられる断崖絶壁の地形など、瀬戸内海では珍しい景観が見られるところもあります。

2. 計画における重点施策

第5次総合計画の策定にあたり、これまでのまちづくりの方向性は踏襲しつつ、時代の潮流や本町の最重要課題「続く人口の減少、極度の少子・高齢化による地域活力の低下」を踏まえて、多角的な視点を持ちながら、次の重点施策を推進することとします。

(1) 定住促進対策の強化

本町は、半島と離島から構成される地理的条件により、他自治体と比べると定住条件は依然厳しい環境にあります。この克服手段として、引き続き「県道光～上関線」等の主要な道路網整備を推進し、速やかに周辺都市にアクセスできるようにするとともに、若者や子育て世代が安心して本町に住み続けられるよう、若者向け定住住宅の計画的な整備や公営住宅の整備など、住環境整備の充実を図っていきます。また、子育て世代への独自の支援策を維持・拡充し、特色ある教育の充実などを図り、定住へと繋げます。このほか、空き家の利活用による「お試し住宅」の整備など、多様な住宅供給による新たな受け入れ策についても推進していきます。

また、観光振興等による町内の新たな雇用創出にも積極的に取り組み、生産年齢人口を増やすための各種施策を進めていきます。

(2) 産業の振興と雇用の創出

新たに整備され、集客の核となる道の駅「上関海峡」や上関海峡温泉「鳩子の湯」、総合文化センターの相乗効果を図るとともに、海や離島、花を生かした町づくり、地域の歴史的建造物の景観など、豊かな地域資源を生かした観光開発や町全体のイメージアップ戦略を構築し、町の魅力を町外に発信していくことで、集客の拡大を図ります。

また、こうした集客拠点・地域資源を連携することにより、来訪者の滞在時間の延長を図るとともに、「強い水産業づくり」などの水産業の再生や、農林水産業等の6次産業化による新たな特産品開発を進め、観光関連消費を誘発するなど、観光産業を新たな基幹産業に育成し、雇用も生み出すような振興方策を推進します。

(3) 住みやすいまちを実感できるソフト事業の維持拡大

これまで実施してきた、高齢者が安心して暮らせるサービスを継続・強化するほか、教育や福祉、医療の充実など、子育てがしやすい環境を総合的に整え、住民各層の特性とニーズに応じたきめ細かなサービスを行います。そして、行政と住民が協働・連携を強めながら、地域コミュニティの充実を図り、すべての住民が生涯活躍できるいきいきとした町づくりを重点的に進めていきます。

これらの住民サービスを継続していくには、将来にわたり持続可能な行政運営を行うため、新たな自主財源の確保も含め、財政基盤の強化に取り組むことが課題となります。

3. 目標人口

本町の人口は、昭和25年の13,000人台をピークに減少の一途をたどり、昭和40年代には最も急激な減少となり、昭和50年代以降そのペースをやや緩和したものの、昭和63年以降、再び減少率が増加し、平成27年10月の国勢調査では2,803人となっています。

このような人口減少は、昭和40年代では全国的傾向と言える農山漁村から大都市への人口集中化といった背景からの社会減を要因としますが、その傾向が弱まってきた昭和50年代以降は、年齢構成のバランスが崩れ、生産年齢人口の減少に伴い出生率が低下し、同時に高齢化率が高まったといえます。平成27年10月時点の上関町の高齢化率は53.6%（国勢調査）で、県内のみならず、全国的にも極めて高い値となっているのが現状です。

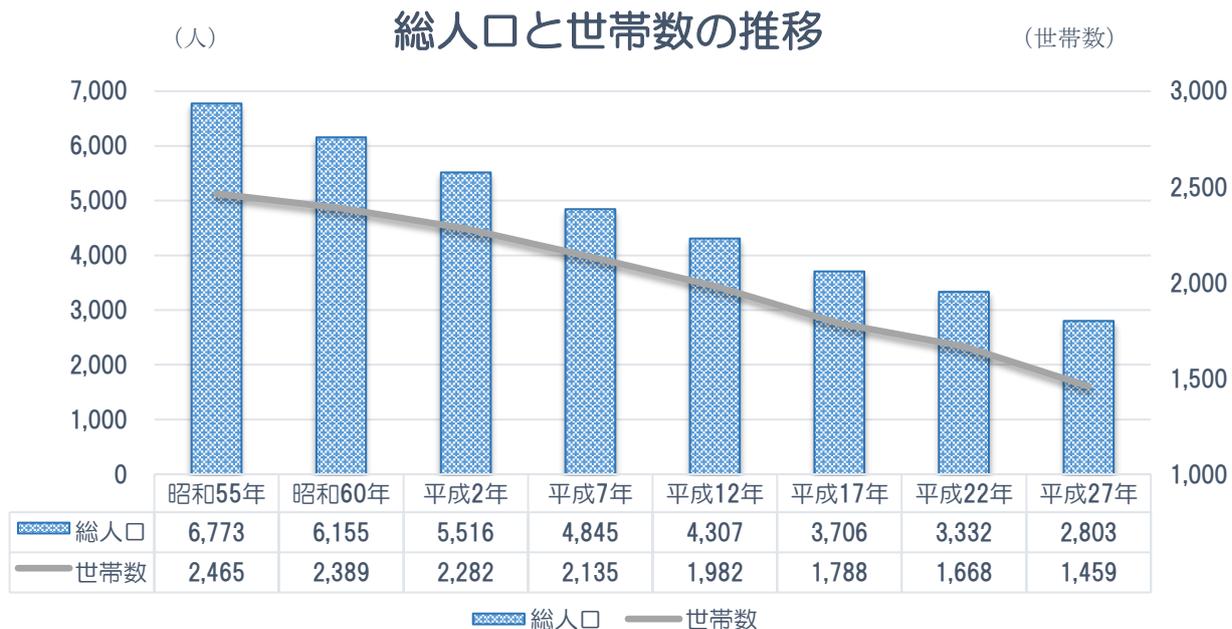
また、出生率の低下に伴い、年少の人口減少にも拍車がかかり、特に蒲井、八島地区においては、子どもがいない状態が続いています。

なお、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和7（2025）年の本町の人口は1,977人、高齢化人口比率は57.7%になるものと見込まれており、ますます深刻となることが予想されています。

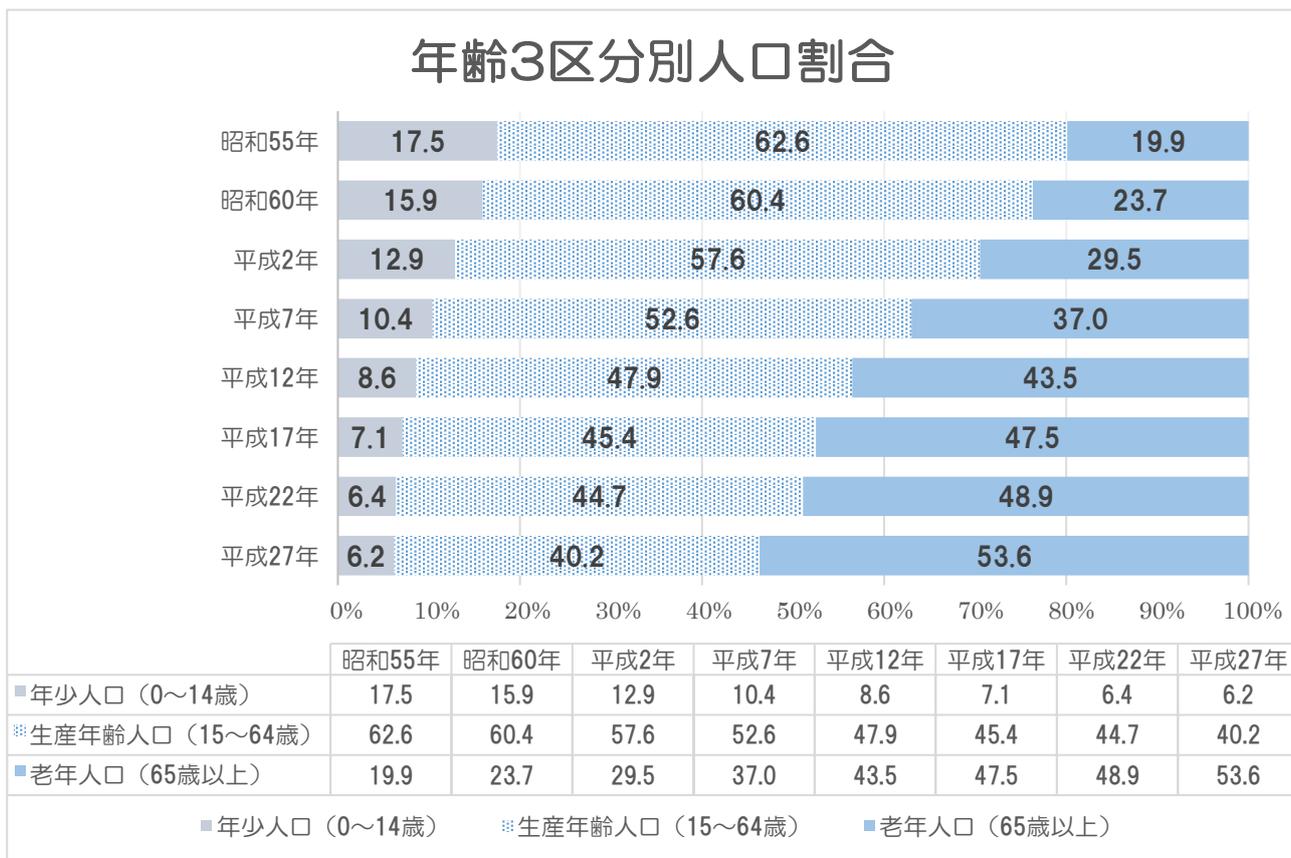
こうした本町の人口減少や少子高齢化の傾向、社会情勢の変化を踏まえると、今後も引き続き人口減少は続く想定され、この総合計画の目標年次、令和6（2024）年頃には、2,200人を割り込むのではないかと懸念されます。

このため、第5次総合計画においても第4次で掲げた重点施策を引き続き踏襲しながら、多角的な視点からの新たな施策を検討し、定住対策、企業誘致による産業の活性化と雇用の場の確保、保健、医療、福祉サービス、教育、子育てしやすい環境の充実など、よりきめ細やかな施策の展開を図るほか、定住対策やUJIターン対策、空き家の利活用等によって、新たに本町に住む人を増やすことで人材を確保し、地域活力を創出することが今まさに求められています。

こういった定住条件の向上に積極的に取り組むことで、人口減少の抑制を図り、バランスのとれた人口構成に変えていくことが重要だと考えられます。引き続き、定住対策に力を注ぐことで人口の流出に歯止めをかけ、現在の人口を少しでも維持していく方向で、令和6（2024）年の目標人口をおよそ2,400人と計画します。



出典：国勢調査



出典：国勢調査

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念

1. 基本理念

上関町民憲章をまちづくりの基本理念とします。

上関町民憲章

(昭和62年11月3日制定)

わたくしたち上関町民は、瀬戸内の海に伸びる豊かで活気あるふるさとをめざし、この憲章をかかげて、力強く前進します。

- 1 ふるさとを愛し、環境の整った美しいまちをつくります。
- 1 心のふれあいを大切にし、思いやりのある親切なまちをつくります。
- 1 産業をおこし、豊かな住みよいまちをつくります。
- 1 スポーツに親しみ、心身共に健康で明るいまちをつくります。
- 1 文化を創造し、若い力を育て、活力ある伸びゆくまちをつくります。

第2章 上関町の将来像

1. 将来像

花 咲 く 海 の 町 ・ 上 関

～「歴史に学び、伝える」「海とともに、人とともに」～

本町は、豊かな海に囲まれた自然と古くからの独特な歴史や文化という、他所にはない貴重な資産を持っています。また、「花づくり」を通じた本町のイメージアップとしての活動等も行われています。

このような資産を生かして地域活動を更に充実し、多様な展開を図ることにより、本町独特の歴史や文化を伝え、豊かで安心できる生活と美しい郷土を築き、町民はもとより、来訪者にも魅力的なまちを創造します。

2. まちづくりの目標

**あたたかく、いきいきと、
のびやかに、うるおいのある町**

- あたたかく生きる「人と人、花と人」
- いきいきと生きる「海の恵みと人の技」
- のびやかに生きる「歴史と未来」
- うるおいのある町をつくる「住民と行政」

●まちの将来像

花咲く海の町・上関

～歴史に学び、伝える・海とともに、人とともに～

●まちづくりの目標

あたたかく、いきいきと、

のびやかに、うるおいのある町

◆あたたかく生きる「人と人、花と人」

- 1. 健康で暮らせるまちづくり
保健／医療／福祉／ボランティア
- 2. 安全で快適な生活基盤づくり
生活基盤／情報集積・発信
- 3. 美しいふるさとづくり
自然保護・保全

◆いきいきと生きる「海の恵みと人の技」

- 4. 魅力ある産業づくり
産業振興／担い手の育成／産業基盤

◆のびやかに生きる「歴史と未来」

- 5. 豊かな創造性を育む人づくり
学校教育／生涯学習・スポーツ振興／交流
- 6. 新たな歴史・文化を築くまちづくり
歴史・伝統文化／人材育成

◆うるおいのある町をつくる「住民と行政」

- 7. まちを支える行政
行政／財政運営の確立／広域行政／男女共同参画と働き方改革
- 8. まちを支える住民
人権／協働

今後5年間における重点施策

▼定住促進対策の強化

- ・若者向け定住促進住宅の計画的な整備
- ・公営住宅の整備
- ・宅地（分譲地）ニーズの把握
- ・子育て世代への独自の支援策の維持、拡充
- ・上関町独自の特色ある教育の実施
- ・空き家利活用等による新たな受け入れ策の推進
- ・生産年齢人口増加のための各種施策の検討実施

▼産業の振興と雇用の創出

- ・道の駅、温泉、総合文化センターの相乗効果
- ・農水産業の6次産業化による地場産業の活性化と所得の向上、雇用の創出
- ・交流人口の増大に合わせた若者への起業支援
- ・花咲く海の町を具現化する上盛山花木公園整備
- ・文化・歴史、景観など、地域資源を生かしたイメージアップ戦略による観光力の強化
- ・水産業の振興
- ・観光振興による雇用の創出

▼住みやすいまちを実感できるソフト事業の維持、拡大

- ・高齢者が安心して暮らせるサービスの強化
- ・教育や福祉・医療など、子育てしやすい環境の総合的整備
- ・地域コミュニティの充実を図り、すべての住民が生涯活躍できる、いきいきとしたまちづくり
- ・将来にわたり持続可能な町づくりを目指した財政基盤の強化と新たな自主財源の確保

健康で暮らせるまちづくり

- 地域福祉の充実
- 高齢者福祉の充実
- 児童福祉・子育て支援の充実
- ひとり親家庭等福祉
- 心身障がい者（児）福祉
- 低所得者福祉の充実
- まちづくりの担い手（ボランティア）
- 国民健康保険・国民年金制度・後期高齢者医療制度
- 地域医療の充実
- 健康づくりの推進

安全で快適な生活基盤づくり

- 生活道路・交通網の充実
- 住宅・宅地供給の促進
- 土地保全対策
- 情報通信体系の更新と活用
- 消防防災・防犯体制の確立
- 水道事業の運営
- 生活排水対策の充実
- 廃棄物処理体制の充実
- 斎苑の整備・管理

美しいふるさとづくり

- 環境保全
- 美しいまちづくり
- 美しい公園・広場・緑地づくり

魅力ある産業づくり

- 観光の振興
- 商業の振興
- 工業・建設業の振興
- 海運の振興
- 農業・林業の振興
- 水産業の振興

豊かな創造性を育む人づくり

- 学校教育の振興
- 生涯学習の推進
- スポーツの振興
- 教育文化施設の整備

新たな歴史・文化を築くまちづくり

- 郷土を愛し、誇れる教育の推進
- 国際交流の推進

まちを支える住民と行政づくり

- 行政運営の確立
- 財政運営の確立
- 広域連携
- 男女共同参画の推進と働き方改革の取組
- 人権の尊重
- 住民と行政の協働

具体的施策内容・主要事業

- ◇地域福祉拠点体制等の整備
- ◇地域ケア体制の推進
- ◇福祉人材センター
- ◇地域福祉ネットワークの構築
- ◇安心して子育てができる生活環境の整備
- ◇地域生活への移行支援
- ◇ボランティア活動、非営利団体活動の育成
- ◇中核となる医療施設の整備
- ◇医療従事者の確保
- ◇離島歯科診療所整備
- ◇「健康のまちづくり」計画の推進 など
- ◇県道・町道・集落内道路の改良、新設
- ◇長寿命化修繕事業
- ◇離島航路・町営バスの整備、充実
- ◇室津港湾公有地の活用（みなとオアシス）
- ◇公営住宅・定住住宅の整備
- ◇空き家の利活用
- ◇情報発信の拡充
- ◇防災対策の促進・危機管理体制の確立
- ◇効率的な水道事業の運営
- ◇離島におけるし尿運搬船の整備
- ◇廃棄物処理計画の更新 など
- ◇ごみの不法投棄防止活動
- ◇地球温暖化対策の推進
- ◇美しい景観まちづくりの推進
- ◇「花咲く海の町・上関」アクションプランニングの推進 など
- ◇観光・交流拠点の整備
- ◇上盛山花木公園の整備
- ◇特産化・高付加価値促進対策
- ◇移動販売等の支援体制の検討
- ◇有害鳥獣対策
- ◇栽培漁業の推進と生産基盤整備
- ◇経営基盤の強化と流通加工の整備
- ◇農漁業者の人材育成・確保 など
- ◇小中一貫教育の推進
- ◇学校施設的环境整備
- ◇地域協育ネット推進
- ◇地域スポーツクラブの育成
- ◇地区公民館等整備
- ◇総合文化センターの活用 など
- ◇歴史学習の推進
- ◇郷土史ガイド等の育成
- ◇歴史的建造物の保全対策
- ◇地域に根ざした国際交流の推進と環境整備など
- ◇行政組織の合理化
- ◇既存施設の更新・統廃合・長寿命化の検討
- ◇人材の育成
- ◇健全財政の確保
- ◇男女共同参画基本計画の改定
- ◇働き方改革の推進
- ◇人権を尊重した行政の推進
- ◇住民の参画機会の創出 など

第3編 基本計画

第1章 あたたく生きる「人と人、花と人」

保健／医療／福祉／生活基盤／生活環境／ボランティア／情報集積・発信／自然保護・保全

第1節 健康で暮らせるまちづくり

1. 地域福祉の充実

現況と課題

若年層における町外流出の影響を受けて人口減少が急激に進む本町では、地域社会の中心世代が高齢層という高齢社会となっています。その結果、介護において老老介護という場面も多く見られるなか、「自分の家でずっと暮らしたい」「できるだけ他人に面倒をかけたくない」という意識も根強くあります。

本町では、上関町福祉優待バス乗車証交付事業や、上関海峡温泉利用料金助成事業など、高齢者や心身障がい者の生活の利便性や健康の増進に寄与する施策を実施してきました。

こうした地域福祉の環境整備をさらに進めていくためには、あらゆる福祉対策について相互に関連を持たせて総合的に展開することにより、地域全体に福祉の網の目を張りめぐらし、地域福祉の充実を図ることが重要となっています。

《福祉施設等整備状況》

施設名	施設の概況(建設年)
上関町福祉センター	昭和43年
惣津ふれあい館	平成18年
上関小規模老人憩いの家	昭和62年
福浦憩いの家	昭和50年
天神老人作業所	平成元年
蒲井小規模老人憩いの家	昭和60年
上関町高齢者保健福祉センター	平成11年
四代文化福祉館	昭和39年
ひなの里よりあい館(四代)	平成13年
白井田文化福祉センター	平成5年
中の浦小規模老人憩いの家	昭和60年
戸津つどい館	平成15年
室津地区集会所	昭和54年
四季の里 志田	平成25年
練尾小規模老人憩いの家	昭和56年
白浜集会所	昭和60年
いこいの家大津千葉館	平成16年
八島ふれあいセンター	平成21年
祝島小規模老人憩いの家	昭和57年
上関海峡温泉	平成23年

基本方針

高齢社会を特殊なものとして考えるのではなく、町民すべてに関わる課題として位置づけ、町民と行政が一体となって、町民が暮らしやすい環境づくりを重点的に進めていきます。そのためには、きめ細かな地域福祉を推進していくことが重要であり、地域の持つ介護力を高めていくことに努めます。また、それらを総合的に支えていくための福祉サービスの提供と体制づくりや人材の育成にも取り組みます。

主要施策

- 1 地域福祉拠点体制等の整備
- 2 福祉関連情報の共有
- 3 民間福祉団体の支援・強化
- 4 多様な就業機会の確保
- 5 ひとにやさしい施設づくりの推進

具体的施策内容

1 地域福祉拠点体制等の整備

◆社会福祉協議会等が中心となり、コミュニティセンター・ボランティアセンターなどの機能と高齢者・障がい者・児童等に対応できる総合的な地域福祉拠点体制の整備を行います。

2 福祉関連情報の共有

◆保健・福祉に係わる情報や総合相談・問合せは、保健福祉担当係と地域包括支援センターが地域ケア会議等で共有化を図り、迅速な処理を促進します。

3 民間福祉団体の支援・強化

◆「福祉人材センター」など地域福祉事業の拡大を図るため、社会福祉協議会等の体制および社会福祉に関わる人材の育成を図るとともに、活動を支援します。

◆「福祉人材センター」などが中心となって行う予定の、高齢者生活支援サービス事業についてもボランティア養成等ソフト面を支援します。

◆地区での民生委員・児童委員などの活動のさらなる充実を図るために、積極的な支援を行います。

◆社会福祉協議会や関係機関との連絡を強化するなど、活動の充実を促進します。

4 多様な就業機会の確保

- ◆就労の環境改善に対する施策として、「福祉人材センター」等の設立を支援します。町内の就労需要に応じて弾力的に運用できる独自の組織を考えます。

5 ひとにやさしい施設づくりの推進

- ◆施設や設備等の整備にあたっては、誰もが使いやすいように工夫された、いわゆるユニバーサルデザインとし、人にやさしい施設づくりの推進を図ります。

2. 高齢者福祉の充実

現況と課題

本町は高齢化が著しく、平成27年国勢調査では65歳以上の高齢人口の割合が53%を越え、山口県の約32%、全国平均の約26%を大きく上回っています。

今後も高齢化率はさらに上昇し、後期高齢者（75歳以上）が増加するものと予測されており、そのための保健福祉サービスの確保が重要な課題となっています。

上関町老人保健福祉計画に基づき、立ち後れていた施設やサービスの基盤整備を進め、高齢者保健福祉施設（高齢者保健福祉センター、デイサービスセンター）および特別養護老人ホームを開設し、中核施設が整ったものの、施設面や運営面での課題もまだ残されています。

その後導入された介護保険対象サービスの状況は、居宅サービスより施設サービス利用者が増える傾向が強まり、介護給付費が増大する要因となっています。これは、独居高齢者や高齢者世帯が増え、要介護状態になると介護力がなく在宅での生活が困難になるためだと予測されます。

今後は、地域で要援護高齢者を支え、住み慣れた地域での生活が続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築していく必要があります。

高齢者の保健・福祉にかかわる施策については、平成29年度に見直しを行った『上関町高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画・老人福祉計画）』を柱に、計画的かつ着実に推進していく必要があります。

また、高齢者がこれまでの経験やスキルを生かしながら、地域活動に参加できるよう、今後は保健・福祉を担う組織の人材として、生きがいを感じることができるときのための支援も重要となってきます。

基本方針

すべての高齢者が地域社会の一員としていきいきとした毎日を送れるよう、健康づくり、介護予防を推進するとともに、生きがいづくりや社会参加の促進などに努めます。

また、できる限り住み慣れた地域や家庭において安心していきいきと暮らせる社会を構築するために、保健・医療・福祉の一層の連携、高齢者が主体的に参画できる地域環境づくりなどにより総合的なサービスの質的向上に努めます。

主要施策

- ① 健康生活・介護予防の推進
- ② 認知症高齢者への支援事業の推進
- ③ 地域ケア体制の推進
- ④ 生活支援体制の強化
- ⑤ 介護保険サービス等の充実

具体的施策内容

1 健康生活・介護予防の推進

① 高齢者の健康づくりの推進

- ◆ 高齢者一人ひとりが健康的な生活習慣に取り組みながら疾病管理をし、健康寿命が延伸するよう健康づくりの意識啓発や健康増進活動を推進します。

② 社会参加の促進

- ◆ 介護予防サポーターを養成し、地域の通いの場の運営や介護予防事業に積極的に参加できる人材を増やします。
- ◆ 活動的で生きがいに満ちた「生涯現役」を目的として、高齢者が就労や様々な社会活動へ参加することができるよう「福祉人材センター」等の設立を支援します。

③ 生きがいづくり

- ◆ 高齢者の意識の変化や社会参加のニーズの多様性に対応し、地域特性に応じた活動が積極的に展開できるよう老人クラブの取り組みを支援します。
- ◆ 「のじぎく学級」などの高齢者教室における各種プログラムの充実を図ります。また、参加者の利便性を高めるため、地域の拠点施設での生涯学習活動を積極的に展開するとともに、総合文化センターの活用等により、達成感を持つことができるように努めます。

④上関海峡温泉の活用

- ◆高齢者が集うことのできる、憩いの場づくりを目的とした温泉（温浴）保養施設の利用料助成事業を継続し、有効利用を図ります。

⑤介護予防の推進

- ◆地域の閉じこもりの高齢者などを含め、生活機能の低下が疑われる状況を早期かつ的確に把握し、重度化の予防を図ります。
- ◆高齢者に対する介護予防事業を、継続的、効果的に展開していきます。
- ◆高齢者の通いの場として各地区にある「おげんき喫茶」「いきいき百歳体操」等を活用し、介護予防の推進を図り、高齢者が互いに見守れる機能をもたせます。

2 認知症高齢者への支援事業の推進

①普及啓発の促進

- ◆認知症に対する正しい理解の促進や原因とその予防、適切な介護のあり方等に関する正しい知識の普及に努めます。
- ◆認知症になっても安心して暮らせる町づくりを目指し、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となる認知症サポーターの養成を推進します。

②予防対策の推進

- ◆認知症を予防する観点から、高血圧症、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病予防を重点に、健康教育、健康相談、訪問指導を実施します。
- ◆認知症の発症へつながる閉じこもりや意欲の低下を防ぐため、「おげんき喫茶」や「いきいきサロン」「いきいき百歳体操」等地域の通いの場を活用し、介護予防事業と連携した取り組みを行います。

③相談体制の整備

- ◆地域包括支援センターを中心に、診療所や社会福祉協議会、民生児童委員など身近な相談体制の整備・充実を図るとともに、広域的な専門機関の活用を図ります。

④早期診断・早期対応への取り組み

- ◆上関町認知症安心ガイド（認知症ケアパス）の周知と活用を推進します。
- ◆地域包括支援センター内にある、認知症初期集中支援チームの活動を推進します。
- ◆かかりつけ医や関係機関等からの情報を効果的に活用し、早期の段階からの適切な医療やサービスの提供が出来るような体制づくりを推進します。

⑤地域における見守り支援のネットワークの構築地域支援システム

- ◆徘徊による所在不明を防ぐため「あんしん（徘徊SOS）ネットワーク」への登録を周知するとともに、保健、福祉、医療、地域の役割を整理し認知症高齢者を支えるためのネットワークづくりを推進します。
- ◆社会福祉協議会が進めている見守り支援事業「輪づくり運動」を町内全域に整備していきます。

⑥認知症の人やその家族の視点の重視

◆ほのぼのオレンジカフェ（認知症カフェ）の支援

認知症の高齢者を介護している家族介護者や認知症当事者・地域住民等が気楽に集う憩いの場「ほのぼのオレンジカフェ」を継続実施します。また、住民を巻き込みながら、認知症への理解を深め、地域の認知症の方への支援に繋がります。

3 地域ケア体制の推進

①総合的な相談・支援

◆地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、保健、医療、福祉関係者の連携、協働による細かなサービスの提供体制を整備します。

②包括的支援事業の充実

◆一人ひとりの生活や状態の変化に対応できるような包括的、継続的ケアマネジメントの実現を図るとともに、ケアマネジャーへの支援を中心とし、多職種協働・連携の実現を図ります。地域関係機関と連携をとりながら、地域に必要なサービスについても検討していきます。

③権利擁護の推進

◆地域包括支援センターを中心に成年後見制度、権利擁護事業の利用支援の取組を強化するとともに、地域関係機関とのネットワークを構築し、高齢者虐待防止に取り組めます。

4 生活支援体制の強化

①家族介護者等への支援

◆家族介護者への訪問指導等で、介護者の健康管理の支援や介護に必要な情報を提供するとともに、介護保険、福祉サービスの利用による家族介護者の負担軽減を図ります。
◆日常生活の便宜や経済的負担の軽減を図る目的で実施している、在宅高齢者等の介護用品給付事業や寝たきり老人等介護見舞金支給制度を継続します。

②日常生活ひとり暮らしの高齢者支援

◆地域のニーズにあわせた、生活支援サービス等を推進します。
◆安心して生活できるよう「緊急通報システム」や「安心連絡カード」等の利用を周知するとともに、「日常生活用具給付」や「寝具洗濯乾燥消毒事業」等の在宅福祉サービスの充実を図ります。
◆調理困難者に対し、配食サービスの充実を図り、在宅生活を支援します。
◆買い物弱者への支援として、移動販売や宅配サービスを提供する事業者へ協力依頼するほか、店舗までの移動支援も行うなど、利用者のニーズに沿った対策を検討します。

5 介護保険サービス等の充実

①居宅サービス

- ◆訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の各サービスに対する要望を把握し、量的拡大と質的向上に努めるとともに、サービス提供事業者が維持できるように働きかけます。

②施設サービス

- ◆介護保険施設サービスについては、施設機能の充実・強化、サービスの質の向上、療養環境の向上等の取り組みを支援していきます。

③介護保険制度

- ◆健全な財政基盤を確立するため、保険料の適正化と収納体制の効率化を図ります。
- ◆円滑な運営を図るため、介護サービスの前提となる要介護認定とともに、制度の周知を図ります。
- ◆地域包括支援センターや役場窓口、社会福祉協議会を中心に、高齢者の身近な地域で気軽に相談できる体制の充実を図り、被保険者の意見や相談・苦情に適切に対応し、介護保険サービスの質の向上を図ります。
- ◆平成 29 年度介護保険法の制度改正に伴い、予防給付のうち、訪問介護および通所介護が新たな介護予防日常生活支援総合事業に移行しました。今後も地域で活用できる資源を把握しながら新たなサービスの提供について検討し、必要なサービスや提供体制の整備を図ります。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
高齢者福祉	小規模多機能施設整備	デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプ	民間
	福祉人材センター	上関独自の高齢者を含めた就業・社会参加促進支援	社会福祉協議会・民間など
	地域福祉ネットワークの構築「輪づくり運動」	地域に根ざした住民参加の相互支援見守りネットワーク	社会福祉協議会など
	老人憩いの家整備	老人憩いの家修繕・改修 祝島地区（歯科診療所併設）	上関町
	福祉優待バス乗車証交付助成	高齢者に対し通院・買い物等の交通費助成	上関町
	温浴施設高齢者等利用助成	温泉利用者の半額助成(65歳以上または身体障害者手帳を有する者)	上関町
	高齢者等配食サービス	ひとり暮らし世帯や虚弱な高齢者等に対し食事の提供	上関町
	お元気喫茶支援	高齢者の閉じこもりや孤立を防ぐため、高齢者同士の集いに対し助成	上関町

3. 児童福祉、子育て支援の充実

現況と課題

本町では、幼年人口が大幅な減少傾向にあることから、保育園への入園者も減少傾向となっていますが、核家族や共働き世帯の増加により、要保育児童が増加することも考えられます。

このような状況を踏まえ、安心して子どもを産み、育てていけるようにするためには、子どもの発達段階に応じた幅広い分野における支援施策の充実を図り、子育てに安心感が持てる環境づくりを進めていくことが必要となっています。

また、就学後において、親の仕事の都合等により、放課後を一人で過ごす児童も多くなり、子どもたちの安全・安心な居場所の確保が必要となったため、平成19年より「放課後子ども教室」事業を実施しています。

《保育所入所者状況》

単位：人

年	園児数
平成27年4月	54
平成28年4月	51
平成29年4月	56
平成30年4月	58
平成31年4月	52

《保育園一覧表》

名称	所在地	開園年月
踊堂保育園	上関町大字長島	S23.12.1
上関相互保育園	上関町大字長島	S26.4.1

基本方針

児童が減少するなか、子どもを安心して生み、育てられる環境づくりを進めるため、保育サービスへの支援をはじめ、子育て支援体制の整備・充実に努めます。また、地域のなかで健全に遊び、学び、育つよう子育てを支えるまちづくりを推進します。

主要施策

- 1 保育サービスへの支援
- 2 安心して子育てができる生活環境の整備
- 3 子育ての情報提供・相談機能等の充実

具体的施策内容

1 保育サービスへの支援

- ◆延長保育、一時保育などの保育サービスの拡充に対して支援します。
- ◆地域の実情や各家庭の要望に対する的確な保育サービスの実施を促進するとともに、安全確保や質の向上に対する支援を図ります。
- ◆3歳未満児の保育料を無償化することにより、子育て世代の経済的負担を軽減します。

2 安心して子育てができる生活環境の整備

①就学前児童の健全育成

- ◆遊びや世代間交流による発育効果を高めるため、就学前の児童を地域ぐるみで育成する活動の充実と指導者の確保など、その体制づくりに努めます。

②子どもための環境づくり

- ◆地域の人とともに世代を超えて子育てのできる、特色ある環境づくりに努めます。
- ◆地域の実情や要望をふまえ、現在の「放課後子ども総合プラン」の充実を図り、利用しやすい施設および体制の整備を図ります。また、児童虐待対策についても関係機関と連携をとり、防止対策を図ります。
- ◆発達気になる子・対応方法に「困り感」を持つ子の親の会「ほのぼのクラブ」を支援し、その子の就学や就職に向けて、関係機関と連携を取りながらより良い環境の整備を進めていきます。
- ◆子どもの医療費を所得に関係なく無料化することにより、子育て世代の医療費負担を軽減します。

③ 子育ての情報提供・相談機能等の充実

- ◆民生児童委員・母子保健推進員などとの連携や、児童相談所や健康福祉センターなどの相談施設の連携により、適切な情報提供や相談機能の充実を図ります。また、地域の子育て相談支援事業を推進するとともに、その利用情報を提供するなど、育児についてのバックアップ体制を整えます。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
児童福祉	小中高等学生の医療費無料化	子育て世代の医療費負担軽減	上関町
	育児用品助成	乳児のいる世帯対象に育児用品の助成	上関町
	保育料の無償化	保育料の無償化	上関町
	延長保育の推進	私立保育所の延長保育に対し助成	上関町
	保育所地域活動事業助成	保育所が行う保護者への保育、講座、世代間交流、異年齢児交流等の補助	上関町

4. ひとり親家庭等福祉

現況と課題

ひとり親家庭等への支援として、いろいろな制度や関係支援団体がありますが、十分に周知されていません。したがって、今後は関係支援団体と連携を図り、制度を普及させていくことが課題です。

また、ひとり親家庭等でも、世帯によって要望される支援内容が異なることから、各々の要望を的確に把握し、きめ細かい支援を行う必要があります。

基本方針

社会的な保護や援助を必要とする家庭に対して、その状況に適した幅広い支援を推進します。

主要施策

- 1 相談・指導の充実
- 2 自立の促進
- 3 支援体制の整備

具体的施策内容

1 相談・指導の充実

◆関係支援団体などと連携をとり、相談、指導などの充実を図るとともに、心理面へのケアの充実も図ります。

2 自立の促進

◆母子寡婦父子福祉資金貸付制度の活用等により、ひとり親家庭の経済的自立の促進を図ります。

3 支援体制の整備

- ◆児童福祉施設において一定期間保育してもらえるショートステイ事業等、支援制度の周知を図ります。
- ◆父子家庭での家事や育児に関する問題の緩和のため、新たな施策を検討し、支援体制の整備を図ります。
- ◆広域的な子育て支援と連携しながら、町独自の支援体制の整備を検討します。

5. 心身障がい者（児）福祉

現況と課題

本町の障がいのある人の動向をみると、人口減少にも関わらず、その数は横ばい状態が続いています。

障がいの原因は、交通事故・労働災害・先天的なものなど多岐にわたっていますが、近年の傾向としては、生活習慣病の後遺症や後天的な原因による障がいが増加していることから、障がいの発生予防や重症化予防のために、保健・医療の充実が必要といえます。また、福祉・保健・医療の関係機関が連携を強化し、障がいを抱えてからも継続した支援体制がとれるよう整備することも必要です。

平成15年度より、従来の「措置制度」から障がいのある人自らがサービスを選択し、事業者と契約し利用する「支援費制度」に移行され、平成18年度には障害者自立支援法が施行されましたが、平成25年度には、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法」に改正されるなど、法改正が目まぐるしく行われている状況です。また、障がい者（児）の範囲に、発達障害や難病が加わり、幅広い対象へのサービスに対応すべく計画的な基盤整備が求められているほか、平成28年度の改正では、新たな地域生活の展開、障がい者のニーズに対するきめ細かな対応、質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備について見直しがされているところです。

本町では、平成29年度に見直した「上関町障害者福祉計画」に基づき、地域の実情にあった身近な障害福祉サービスの提供体制の整備・強化をすすめていくことが課題となっています。

基本方針

障がいのある人が、様々な社会経済活動に積極的に参加し、個性を發揮しながら地域でいきいきと暮らすことができる社会を目指します。

主要施策

- 1 地域生活への移行支援
- 2 権利擁護の推進
- 3 就労・自立・社会参加の促進
- 4 障がい者の高齢化等への対応

具体的施策内容

1 地域生活への移行支援

- ◆障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるように、生活環境整備や在宅福祉サービスなど、多様なサービスの提供を施策の一体化により推進します。また、県や各関係機関と連携しつつ、積極的にサービスの拡充を図ります。

2 権利擁護の推進

- ◆上関町地域包括支援センターを中心に、権利擁護等の相談・助言に応じる体制の強化を図るとともに、支援費制度に対応した利用者支援の体制づくりや、障がいのある人に対する住民の正しい理解と認識を普及するための心のバリアフリー等を推進します。

3 就労・自立・社会参加の促進

- ◆障がいのある人の就学前・義務教育段階をはじめ、生涯学習等の機会の確保・充実に努めます。
- ◆障害福祉サービスにおける支援として、「生活訓練」「機能訓練」を推進するとともに、障がいのある人の雇用促進のための普及啓発活動等を促進します。
- ◆障がいのある人への自動車改造費助成事業等の制度の周知・利用促進や身体障害者補助犬法に対する住民の理解の促進等により、障がいのある人の外出支援対策を推進するとともに、障がいのある人がスポーツ・レクリエーションや文化芸術に親しむ機会の充実に努めます。
- ◆精神疾患を持つ方同士が、気軽に集い相談し、生活訓練や作業も行う「ホット憩いの場」を継続支援していきます。

4 障がい者の高齢化等への対応

- ◆障がいのある人の高齢化に対応し、介護サービスと福祉サービスとの連携・調整をより効果的に進め、障がいのある高齢者が、住み慣れた地域で引き続き生活できるよう支援の充実に努めます。

6. 低所得者福祉の充実

現況と課題

生活に困窮する町民に対して、その困窮する程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、自立を助長するため、低所得者福祉の充実を図ります。

被保護世帯は景気低迷を背景に微増が続いており、その内訳は高齢者世帯や医療費の高負担の傷病・障がい者世帯の増加となっています。また、自立助長が困難なケースも依然として見受けられます。

今後も引き続き、高齢者保護世帯の増加対策や生活保護の要因の一つである疾病の予防、就労など総合的な援護対策が必要とされます。

基本方針

低所得者に対して、健康で文化的な生活を送り、自立ができるよう経済的、社会的支援を行います。

主要施策

- 1 自立対策の充実
- 2 生活の安定確保

具体的施策内容

1 自立対策の充実

◆低所得者の自立化を促すため、各種対応や相談・指導の強化を図るとともに、就労可能な人々への就労支援を促進します。

2 生活の安定確保

◆様々な理由で経済的自立が困難となっている人々に対して、健康で文化的な生活が確保できるよう、各種制度の活用を促進します。

7. まちづくりの担い手(ボランティア)

現況と課題

本町は、集落内の人間関係が濃密で、その絆は強い傾向にあります。

このような地域社会の中で、町民は集落単位でまとまり、様々なボランティア活動を行ってきており、その内容は、主に地区役員および婦人会員等の単位で、地域福祉や地区の行事運営、花づくり、地域の清掃と美化運動を中心としたものでした。

しかし、年々その担い手である地区組織自体の高齢化が進み、次代を担う若者世帯の多くは他地域で就労しており、その世代間のリレーが果たせないところが増えてきています。

今後も、地域福祉やまちづくりの一端を担うコミュニティ活動、ボランティア活動や非営利団体活動など、様々な分野における主体的な町民活動や社会貢献活動に、より多くの町民が参加することが望まれていますが、地域のなかにまちづくりの担い手であるボランティアが育っていないのが現状です。また、社会福祉協議会が実施している「有償ボランティア」の登録件数も年々減少傾向にあります。

人口が減少し高齢化しているなか、ボランティアの確保は困難な状況にあります。そのため、これからは地域内のみならず、地域の枠を超えて活動が可能なボランティアの発掘と交流が必要です。学校教育の場でのボランティア活動等を活用し、子どもたちだけでなく地域住民も含めた意識の向上を図り、高齢者の生きがい対策としての役割を活用する等、多様な方策により、ボランティアを養成していくことが課題となります。また今後、養成したボランティアのスキルアップや地域のなかで活動できる組織に育てていく等のコーディネート機能をどこが果たしていくのかも課題といえます。

基本方針

人口の減少、地域活力の低下の進む本町にとって、住民一人ひとりの相互扶助の精神に基づく地域の協力体制は、今後ますます重要となってきます。このため、従来の地区活動を見直し、ボランティア活動による人づくり、非営利団体をはじめとした組織づくりを推進します。

主要施策

- ① ボランティア活動、非営利団体活動の育成
- ② 社会福祉協議会の活動強化

具体的施策内容

1 ボランティア活動、非営利団体活動の育成

- ◆地域福祉、まちづくりの担い手となるボランティアの掘り起こしや、ボランティア・グループ及び非営利団体活動の育成を図ります。
- ◆誰もがボランティアの担い手であり受け手であるという互助を町民に意識づけ、有償ボランティアの登録者を増やし、活動を推進します。

2 社会福祉協議会の活動強化

- ◆ボランティアの担い手発掘には、他団体（自治会・婦人会・老人クラブ・商工会・小中学校・民間企業等）と協力連携を深め、広く周知しながら募っていきます。
それに合わせ、ボランティア登録者や支援希望者とのマッチングを社会福祉協議会がコーディネートできるよう支援します。
- ◆福祉ボランティア活動の受け皿となる社会福祉協議会の体制強化や、社会福祉に関わる人材の育成を図り、総合的に地域福祉ニーズに応じられるボランティア連絡協議会等の設立やボランティア活動の拠点づくりを促進します。

8. 国民健康保険・国民年金制度・後期高齢者医療制度

現況と課題

国民健康保険は、健康に不安のある方や、加齢によって身体機能が低下していく高齢者にとっては、重要な社会保障制度です。

しかしながら、人口の減少や高齢化により、収入額が減少している反面、高齢者の増加、医療水準の高度化により必要な医療費は、依然増加傾向となっています。

今後も本制度の重要性は年々高まると予想されるため、国による制度の見直しを注視するとともに、保険料納付の促進や事務処理体制を強化するなど、引き続き運営の健全化を図ります。

また、上関町は国保加入者の1年間の医療費が以前から県内上位を占めており、特に高血圧をはじめとする循環器疾患や悪性新生物（がん）での医療費が高い状況です。平成30年度に策定したデータヘルス計画に基づき、受診を勧め、若い頃から生活習慣を振り返り、継続した健康管理で疾病の発症や重症化を予防するなど、医療費を抑制する取り組みを推進する必要があります。

国民年金については、少子高齢化により年金を受け取る高齢者側の増加と負担する側の若年層の減少で、保険料と給付のバランスが保てなくなっており、将来の年金制度の維持が国家的な大きな課題となっています。

したがって、町民への啓発などにより保険料納付の促進を図り、制度の健全化を推進することが重要な課題となっています。

また、高齢化の進展にともない、後期高齢者（75歳以上）の心身の特性に合わせた医療サービスを介護サービスと連携して提供することにより、生活の質（QOL：クオリティ・オブ・ライフ）を向上させる「医療の適正化」を目的として、平成20年度より、後期高齢者医療制度が導入されました。制度開始当初より被保険者は若干減少していますが、医療費は増加傾向にあります。

この制度の健全な運営を図るため、効率的な窓口業務を提供するとともに、対象者への啓発などにより、保険料の徴収事務を適切に行っていくことが求められています。

基本方針

国民健康保険制度は、健康を守り医療費の負担を軽減する社会保障制度として定着していますが、さらに、町民への啓発活動や健全な維持・管理体制を整えていきます。

国民年金制度は、少子高齢化の進展にともない、今後も新規加入者の減少と受給権者の増加が予想されることから、広報等を通じて制度の普及活動等を実施します。

後期高齢者医療制度においても、健全な運営を図り、適切な事務処理を行っていきます。

主要施策

- 1 国民健康保険制度の健全化と充実
- 2 国民年金制度の啓発
- 3 後期高齢者医療制度事務の適正処理

具体的施策内容

1 国民健康保険制度の健全化と充実

①特定健康診査、特定保健指導の充実、保健活動の充実

- ◆予防に着目した効果的、効率的な特定健診、特定保健指導実施のための取り組みの強化・充実を図ります。特に、医療費を増大させる透析に繋がりがやすい糖尿病性腎症の重症化予防事業を強化します。

②財政の健全化

- ◆国民健康保険財政の健全化を図るため、現年度分・滞納繰越分の徴収強化、滞納処分など保険料の収納率向上対策に積極的に取り組みます。

③事務処理体制の強化

- ◆国民健康保険料の収納および支払いの適正な運用を図り、事務処理体制の効率化を図ります。

2 国民年金制度の啓発

- ◆年金相談や広報等を活用し、制度の普及に努めます。

3 後期高齢者医療制度事務の適正処理

- ◆「後期高齢者医療制度」について、広域連合における円滑な運営を促進するため、本町においても、各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収などの事務を適正に処理します。
- ◆特定健康診査の無料化等を推進し、医療費の抑制を行います。
- ◆保険料軽減特例、高額医療費の負担額の見直し等を行い、制度の運用・適正化を図ります。

9. 地域医療の充実

現況と課題

超高齢社会である本町において、地域医療の充実は重要な役割を占めています。現状は、上関地区に民間の内科医院が開業しているほか、町立「海のまち診療所」が令和2年度から開業します。その他に町立へき地診療所が4地区にあります。

海のまち診療所は、県から派遣された医師により、水曜日以外の平日に診療します。四代、白井田、八島診療所については、2週間に1日の間隔で非常勤医が診療しており、週に2～3日は看護師が健康相談等を行っています。

祝島診療所については、毎月6～7日間（毎週水曜日及び土曜日）診療を行っています。

また、上関地区には町立歯科診療所があり、週1日祝島歯科診療所に出張診療しています。

町内の医療機関の体制は、医師の高齢化や民間医療機関の減少により無医地区状態になる可能性が高かったのですが、海のまち診療所の開設により、安定した医療サービスの提供が見込まれています。

現状では、初期診療を行う程度で精密検査や手術等の高度な医療は町外の高次医療機関に依存しており、眼科・耳鼻咽喉科等の特定診療科の医療も町外の二次医療圏に頼らざるを得ない状況です。

現状に変化がなければ、町内診療所や医院から、病状にあわせスムーズに町外の総合病院に繋いでもらうことがより重要となってきます。

日常的な通院についても、交通の便が悪くバスの乗降も難しい高齢者が増えていることから、今後は巡回型の乗合自動車等移送サービスについても考えていく必要があります。

医療の確保が困難な離島については、今後遠隔医療について検討していく必要があります。

また、離島の救急患者搬送は民間船で対応しており、利用料の全額助成をしていますが、民間船の業者が高齢のため、今後いつまで対応してもらえるのかが課題です。

今後も高齢化が進んでいくと予測され、保健福祉の面で在宅サービスに重点を置くようになり、身近な地域医療に携わる医師や看護師、保健師の役割は、さらに増大していくものと考えられます。

このような状況をふまえ、海のまち診療所を中核とした継続的な医療体制を確保するため、へき地診療所の統合など、効率的な運営に加え、近隣市町の医療機関とも連携しながら、保健・福祉・介護との一体的な体制整備も重要と考えています。

《医療施設機関の概況》

地区名	施設名	施設の概要	開設年月	医師の状況
上関	上関町保健センター	R造3階建て		行政事務施設
	松岡医院	—	—	内科
	海のまち診療所	鉄骨3階建て	令和2年4月	毎週月・火・木・金 内科
	上関町歯科診療所	木造瓦葺2階建て	昭和50年7月	
四代	四代診療所	ログハウス平屋建て	昭和35年6月	月2日 内科 看護師 週3日常勤
白井田	白井田診療所	RC造平屋建て	昭和39年9月	月2日 内科 看護師 週3~4日常勤
八島	八島診療所	木造瓦葺平屋建て	昭和32年7月	隔週1日 内科・外科 看護師 週3日常勤
祝島	上関町歯科診療所 祝島出張所	RC造2階建て	昭和50年7月	上関歯科診療所の歯科医 週1日
	祝島診療所	木造瓦葺平屋建て	平成5年9月	毎週水、第1・3・5土 内科

基本方針

人口の減少、高齢化が進む本町では、医療体制の確保は切実な問題であり、特に離島では深刻な問題となっています。地域の実情に応じた自主的な医療連携体制の構築に向けた取り組みを行います。また、救急患者の搬送体制の整備にも取り組みます。

主要施策

- 1 海のまち診療所等の充実と本設整備の検討
- 2 救急医療の充実
- 3 在宅医療の促進
- 4 医療従事者の継続的な確保
- 5 プライマリーケアの充実

具体的施策内容

1 海のまち診療所等の充実と本設整備の検討

- ◆地域医療の持続性を確保するため、町立診療所においては、地域の実情をふまえた初期治療や健康管理のできる医療サービスの提供を強化・拡充します。
- ◆海のまち診療所の本施設建設に向け、場所の確保や施設整備を進めていきます。
- ◆海のまち診療所とへき地診療所の機能役割を明確にし、効率よく適切な医療が受けられるよう整備します。

2 救急医療の充実

- ◆離島の救急患者搬送は、民間船での対応の他に、ドクターヘリで搬送できる体制も整備されていますが、夜間、荒天時は搬送できない等の課題も多くあることから、関係機関と調整しながら、充実・強化します。民間船についても、対応できる新たな業者等の参入も考えていきます。
- ◆夜間・休日の医療体制は、現在二次医療圏内の近隣市町と連携し、休日・夜間においても、救急患者の症状に応じて、迅速かつ適切な医療を受けることができるように、一体的な救急医療体制を構築していますが、今後も充実・強化を図ります。
- ◆県の事業で、町も加入している救急医療電話相談（＃7119）や、こどもの救急医療電話相談（＃8000）の周知と活用により、相談体制を整備します。

3 在宅医療の促進

- ◆地域において継続的な治療や健康管理の機会が得られるように、へき地診療所の有効活用として通常診療だけでなく、看護師による身近な相談の場としての機能を果たします。
- ◆在宅医療に必要となる生活の場で療養できるよう支援する機能の充実を図り、在宅医療における医療連携体制づくりを推進します。
- ◆各地区の高齢化の進展に対応し、医療機関と保健・福祉分野などの関係機関が連携して、在宅介護や在宅医療サービスなどを総合的に提供できる体制の整備を図ります。
- ◆離島の医療については、今後遠隔医療のうちインターネット回線を利用したオンライン診療についても検討していきます。

4 医療従事者の継続的な確保

- ◆町立診療所への県派遣医師の期限があるため、今後も医師の募集活動を行い、町内で安定的に医療が受けられるよう、医師の確保に努めます。
- ◆へき地、離島に勤務する医療従事者の養成・確保を図り、地域の実情をふまえた医療の提供ができるように努めます。

5 プライマリーケアの充実

- ◆プライマリーケア^{※1}が充実するよう診療支援機能の向上を図り、専門的な医療や高度な医療を要する場合に適切に搬送する体制など、保健および医療サービスが継続して実施される体制の構築を目指します。

※1 プライマリーケア

個人や家族に最初に接する保健医療システム。医師は初期患者の問題を的確に把握して、適切な指示、緊急に必要な処置の実施や他の適切な医師への紹介を行い、個人や家族の継続的な健康の保持、慢性疾患の継続的治療やリハビリテーションについて、いわゆる主治医としての役割を果たす。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
医療	離島歯科診療所整備等	歯科診療所整備等	上関町
	医療従事者の確保	医師、看護師等の人材確保	上関町
	海のまち診療所〈本設〉整備	現状仮設施設のため本設整備	上関町

10. 健康づくりの推進

現況と課題

平成27年度の国勢調査では、本町の高齢人口の割合が53%を超えており、また出生率の低下も著しいため、少子高齢化の傾向は一層進むものと予測されます。

健康の考え方は、単に「長生きする」ことから「日常的に介護を必要としないで自立した生活ができる健康寿命の期間を、いかに伸ばすか」へと変化してきています。

上関町は、がんや循環器疾患（心疾患・脳血管疾患等）で亡くなる方が多く、国保等の受療状況を見ても、循環器疾患（高血圧等）で治療されている方が多いのが特徴です。また、若い時から良い生活習慣が身についている人が少ない状況にあり、それが病気の発症や悪化につながっていると思われます。

高齢化に伴って、認知症の方が増えていることも課題です。認知症も生活習慣病との関係性が深いことから、今後、より若い時期からの生活習慣の見直しが重要といえます。

その現状をふまえ、平成23年度に「健康かみのせき21（上関町健康増進計画・上関町食育推進計画）」を策定し、平成28年度に中間評価を実施しました。今後も“元気でいきいき暮らせる、生涯現役の町”をめざし、「みんなで生活見直す、健康寿命の長い町」「お互いが声かけあいながら支えられる町」を行動目標に、健康づくり事業や介護保険地域支援事業をきめ細かに展開しています。

この計画は、ヘルスプロモーション^{※2}の理念に基づき、町民と健康づくりを共通理解し、町民と一緒に総合的に健康づくり活動を実践・支援するために必要な方針や展開について定めているものです。

今後もこの計画を基に事業評価をしながら、地域全体が意欲的に、健康づくりに取り組める環境を整備し、「健康のまちづくり」を推進していく必要があります。

※2 ヘルスプロモーション

WHO(世界保健機構)が、1986年に示した考え方で、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」と定義される。健康づくりに向けた個人の技術の向上や、地域組織活動の強化を図るとともに、健康を支援する環境づくりを進めることで、住民の健康増進と生活の質(QOL:クオリティ・オブ・ライフ)の向上を、よりスムーズにする。

基本方針

健やかで、心豊かに生活するため、乳幼児から高齢者にいたるまでの一貫した健康づくりを目指し、健康を増進させ発病を予防する「一次予防」に重点を置く対策を行います。

また、町民の健康づくりに対する意思や意欲を高めるための普及啓発活動および個人の主体的健康づくり活動を地域全体として支援する環境づくりを推進し、「健康のまちづくり」を進めます。

主要施策

- 1 生活習慣病の予防
- 2 地域活動の強化の推進
- 3 「健康のまちづくり」計画の推進

具体的施策内容

1 生活習慣病の予防

- ◆自分の生活を振り返り健康的な生活習慣を身に付けるなど、一次予防（生活習慣の改善）を重視した保健活動を推進し、幼年期から老年期までの生涯を通じたライフスタイルの改善を図ります。
- ◆生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、特定健康診査・がん検診は個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、受診率の向上を図るとともに、行動変容につながる保健指導の充実を図ります。
- ◆かかりつけ医や保健・医療・福祉・介護関係者との連携強化を進めます。

2 地域活動の強化の推進

- ◆健康づくりは日常生活の場において、手軽に楽しく、継続的に取り組むことが重要であることから、身近な場において、健康づくりに必要な環境整備、仲間や組織づくりなど具体的な仕組みづくりを構築します。また、庁内の他課とも連携し一体的な事業展開を図ります。

3 「健康のまちづくり」計画の推進

- ◆「健康かみのせき 21」計画を評価し、令和 2 年度には第 2 次「健康かみのせき 21」計画を策定し推進します。
- ◆健康づくりを目指した対策を、より重点的・効率的に実践するため、健康づくりにかかわる団体や機関の連携はもとより、町内における保健・医療・福祉・介護部門の体制を構築します。
- ◆様々な健康問題についての住民の相談窓口の充実を進めます。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
健康増進	インフルエンザ予防接種助成	インフルエンザ予防接種費用の助成	上関町

第2節 安全で快適な生活基盤づくり

1. 生活道路・交通網の充実

現況と課題

本町の交通体系は、陸上交通と海上交通に大別されます。

道路網は、光～上関線、柳井～上関線、祝島線の3県道と町道で形成されており、県道の改良率は61.0%、主要町道の改良率は56.7%となっています。

これら幹線道路の未改良区間の改良事業及び機能保全を重点事業として進めていますが、改良事業については、用地取得等が困難な場合もあり、必ずしも計画どおりに進んでいる状況ではありません。

道路網整備は交通面だけでなく、生活環境の改善、救急患者の搬送、消防・防災活動の円滑化、産業、観光などの振興を図る上でも重要であり、県道・主要町道の整備が急務となっていることから、必要度・利用度の高い道路から計画的に整備していく必要があります。特に、本町の骨格をなす県道光～上関線の改良は、喫緊の課題となっています。

公共交通機関は、陸上では民間バス事業者が上関～柳井駅前線を2路線運行しているほか、平成21年度より町営バスを四代～柳井医療センター線と大津～中ノ浦線の2路線に再編し、離島を除く町内各地区を結ぶことで、より利便性が向上しています。今後は、経費削減などの必要性も考慮し、一部にデマンド方式等も含めた新たな運行形態を検討する必要があります。

なお、公共交通機関利用を支援するため、高齢者に対する福祉優待バス乗車証交付事業や高校生に対する通学定期購入費補助金事業も行っています。

海上では、離島航路が1島1航路で、各島から本土との間に個別に開設されています。

祝島航路は、第三セクターの上関航運が行っており、1日3便が運航されています。定期船「いわい」は平成28年度に新造され、平成29～30年度には、祝島の棧橋の新設、待合所の建設を行いました。これらの整備により、祝島航路は以前に比べかなり利便性が良くなっています。

八島航路は町営で維持され、1日3便が運航しています。定期船「かみのせき丸」の経過年数の関係から、修繕や点検等の維持管理費が年々増加しています。

令和元年度には、室津棧橋の新設、待合所の建設を行いました。

これらの整備により、離島航路は以前に比べてかなり利便性が良くなりました。

バス運行・離島航路ともに利用者数が少なく、赤字運営ではありますが、住民にとっては不可欠の交通手段であり、今後も改善を図りながら継続していく必要があります。

交通安全については、通学路等の要所にガードレールが整備されていますが十分ではなく、歩道や街路灯などの整備を行っていく必要があります。また将来的には、来訪する自動車や自転車の増加など、状況に応じた対策が必要となるものと考えています。

基本方針

町民の生活・生産・交流などの活動や行政の各種サービスを町民に提供するため、交通網整備は極めて重要であり、今後も道路網整備を推進するとともに、バス・航路運行も町民の要望に対応するべく取り組んでいきます。特に、利用者の多くが高齢者であることから、人にやさしいユニバーサルデザイン化や高齢者等が集える道路空間（広場）等も整備していきます。

主要施策

- 1 道路改良の推進と安全の確保
- 2 バス運行の改善
- 3 離島航路の改善
- 4 室津港湾公有地の活用

具体的施策内容

1 道路改良の推進と安全の確保

- ◆本町の幹線である県道光～上関線をはじめとする県道改良整備の促進に努めます。
- ◆各地区を結ぶ主要町道の改良・新設を継続し、町内の道路網整備を推進します。
- ◆長島地内においては、島内の道路網の形成と上盛山の観光開発を推進するアクセス道の整備を進めます。
- ◆住宅が密集している地区の道路整備は、広場等の道路空間の整備も検討していきます。
- ◆道路のユニバーサルデザイン化や通学路対策等、暮らしの安全に資する事業を推進します。
- ◆老朽化する道路施設について、安全性の調査・点検・老朽化対策を実施します。

2 バス運行の改善

①循環バスの運行

- ◆スクールバスと町営バスとの合理化を検討し、公共施設や主要な施設と各地区を結ぶ町内循環バスの運行を図ります。また、一部地域においては、デマンド方式等の新たな運行形態の導入も検討します。

② 離島航路との連絡強化

- ◆ 循環バス路線と離島航路の一体的な乗り場整備などにより連絡性を高め、日常的な交通機関としての利便性を高めます。

③ 施設整備に対応した路線・バス停の再編・整備

- ◆ 今後計画されている各種公共施設整備や道路整備に対応し、循環バス等の地域公共交通機関の路線やバス停等を適宜再編・整備し、利用者の利便性向上を図ります。

3 離島航路の改善

- ◆ 棧橋などの整備を進めるとともに、併せて航路待合所や乗降施設のユニバーサルデザイン化を進めます。
- ◆ 住民ニーズをふまえた運航便数、運航時間などの見直しを検討します。
- ◆ 離島航路の運営面での連携を図るとともに、離島観光に寄与出来るよう利便性の向上を図ります。
- ◆ 今後の航路事業の円滑な運営に向けて、航路の再編および運営主体の統合も視野に入れた検討を進めます。

4 室津港湾公有地の活用

① みなとオアシス計画

- ◆ 室津港湾公有地を「みなと」の施設（棧橋・係留施設等）および道の駅、総合文化センターと一体的に整備し、地域交流拠点（公園・広場等）として地域住民や観光客など多くの人が気軽に立ち寄り交流のできる憩いの場、いわゆる「オアシス」として活用していきます。

<主要事業>

施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
道路・交通	光～上関線整備事業	道路改良および新設	山口県
	柳井～上関線整備事業	道路改良	山口県
	惣津～観音線整備事業	道路改良および流沫水路	上関町
	蒲井～四代線整備事業	道路改良	上関町
	白井田～蒲井線整備事業	道路改良	上関町
	瀬戸～練尾線整備事業	道路改良	上関町
	上関～白井田線整備事業	道路改良	上関町
	戸津～大浦線整備事業	道路改良	上関町
	上盛山道路整備事業	道路改良および新設	上関町
	集落内道路整備事業	道路改良および新設	上関町
	長寿命化修繕事業	道路主要施設の点検・修繕	上関町
	港湾の整備事業	室津港湾の改修 公有地の活用（みなとオアシス）	山口県 上関町
	離島航路の整備・充実	船舶の点検・修繕	上関町
	町営バスの整備	町営バス路線等の充実	上関町
	交通安全施設の設置	通学路・歩道・ガードレール・街 路灯等の設置	上関町

2. 住宅・宅地供給の促進

現況と課題

本町で管理している住宅は、団地数が22団地で公営住宅119戸、特定公共賃貸住宅16戸、その他の住宅10戸、定住促進住宅20戸で、合わせて165戸となっています。

しかしながら、そのうちの約3割に当たる住宅が昭和20年代から40年代にかけて建設された木造平屋建て住宅で、その全てが建替年限を経過し、耐力度の低下、設備の老朽化、間取りの狭小さなど、時代のニーズに対応できていない状況にあります。入居者が安全に快適な生活を育むためにも、ユニバーサルデザインへの改築などが必要となっています。

住宅供給の観点からは、公共住宅の改良・整備や建替・新築に加え、民間（個人）の空き家の活用も含めた相互の連携が必要です。

また、宅地供給についても、本町は平坦地が少ないことから地価が周辺地域に比べて高くなる傾向にありますが、住民の要望をふまえ、宅地整備を検討する必要があります。

《町営住宅の概況》

種 別	No.	名 称	建設戸数	構 造	1戸当り面積	建 設 年 度
公営住宅	1	上関竜ヶ鼻住宅	2戸	木造、平屋建て	28.30㎡	昭和30年度
	2	上関前鍋島住宅	1戸	木造、平屋建て	29.10㎡	昭和33年度
	3	上関福浦住宅	10戸	木造、平屋建て	31.50㎡	昭和37年度
	4	上関蔵谷住宅	10戸	簡易耐火構造 2階建て	60.45㎡	昭和54年度
	5	上関沖の浜住宅	8戸	木造、2階建て	63.63㎡	昭和63年度
			8戸		66.07㎡	
	6	かみのせきハイツ	4戸	中層耐火 3・5階建て	63.30㎡	平成11年度
			8戸		79.60㎡	
	7	上関第2福浦住宅	4戸	木造、2階建て	56.60㎡	平成14年度
			4戸		70.30㎡	
	8	室津瀬口住宅	1戸	木造、平屋建て	28.30㎡	昭和30年度
	9	室津西ノ岡住宅	3戸	木造、平屋建て	28.88㎡	昭和34年度
			1戸		29.80㎡	昭和36年度
	10	室津竹ノ浦住宅	5戸	木造、平屋建て	29.80㎡	昭和36年度
	11	室津第2竹ノ浦住宅	10戸	簡易耐火構造 2階建て	60.45㎡	昭和53年度
	12	室津第3竹ノ浦住宅	10戸	木造、2階建て	63.63㎡	昭和61年度
	13	愛ランドハイツ	8戸	木造、2階建て	77.17㎡	平成6年度
14	祝島ウヘシ住宅	2戸	木造、平屋建て	28.30㎡	昭和30年度	
		3戸		29.10㎡	昭和33年度	
15	祝島長磯住宅	5戸	木造、平屋建て	29.10㎡	昭和33年度	
16	祝島三ツ石住宅	4戸	木造、平屋建て	28.88㎡	昭和34年度	
17	室津新町住宅	8戸	木造、2階建て	59.30㎡	平成26～29年度	
特定公共 賃貸住宅	18	かみのせきハイツ	4戸	中層耐火 3・5階建て	63.30㎡	平成11年度
			12戸		81.93㎡	
その他の 住宅	19	室津第2新町住宅	8戸	鉄筋コンクリート造 平屋建て	29.04㎡	昭和15年度 昭和35年度
	20	室津竹ノ浦住宅	2戸	木造、平屋建て	29.80㎡	昭和53年度
定住促進 住宅	21	愛ランドハイツ団地 (新婚者用住宅)	2戸	木造、2階建て	68.20㎡	平成2年度
			1戸		68.72㎡	平成4年度
	22	前鍋島住宅団地 (若者定住促進住宅)	2戸	木造、2階建て	98.10㎡	平成22年度
	23	福浦住宅団地 (若者定住促進住宅)	3戸	木造、2階建て	95.55㎡	平成23年度
24	新町住宅団地 (若者定住促進住宅)	12戸	木造、2階建て	95.55㎡	平成26～29年度	

基本方針

上関町公営住宅等長寿命化計画策定業務報告書に基づき、建替えが必要な町営住宅は、若者や新たな定住者等の要望を踏まえた住宅整備を推進するとともに、空き家の利活用によるお試し住宅の整備等により、新たな受け入れ策を講ずるなど、多様な住宅供給施策を推進します。

また、宅地供給についても、道路整備等と連携した新規開発の計画を立ち上げるほか、町内の遊休地などを活用した宅地整備についてもニーズを把握し、検討を行います。

主要施策

- ① 住宅ストックの活用
- ② 宅地供給の推進
- ③ 空き家の利活用

具体的施策内容

① 住宅ストックの活用

① 上関町公営住宅等長寿命化計画策定業務報告書に基づいた対応

- ◆老朽化した町営住宅を立地環境、入居者や利用状況等により見直し、建替え、統廃合、個別改善等により、時代のニーズに適合した新しい住宅への切り換えを進めます。

② 若者・ファミリー・高齢者向け住宅の整備

- ◆若年層から高齢層、独居からファミリーにわたる定住希望者の要望を踏まえ、住宅の整備を図ります。また、单身用・職員用の住宅も検討します。
- ◆住宅整備にあたっては、高齢者保健福祉施設の併設についても、高層化による対応などの検討を行います。

③ 自立支援型住宅の整備（高齢者住宅との併設）

- ◆高齢者向け住宅の一部は、自立支援型ケア付き住宅として整備を検討します。

② 宅地供給の推進

- ◆若者の定住対策として、通勤や生活利便性を考慮した一定規模の宅地開発の計画を検討します。
- ◆町内のまとまった遊休地の有効活用の一策として、宅地の整備を検討します。

3 空き家の利活用

- ◆町内の利用可能な空き家を改修し、「お試し住宅」を整備するなど、移住希望者に対する新たな受け入れ策として推進します。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
住宅・宅地	公営住宅の整備事業	上関町公営住宅等長寿命化計画策定業務報告書に基づいた建設等	上関町
	定住住宅の整備事業	定住住宅の計画的整備	上関町
	定住造成地の整備事業	定住用造成地の計画的整備	上関町
	公営住宅の建替整備事業	老朽化した公営住宅の建替	上関町
	公営住宅個別改善・長寿命化	老朽化した公営住宅の個別改善対応・機能回復	上関町
	定住型宅地取得促進対策事業	定住希望者の宅地需要の把握とそれに即した宅地取得支援方策の検討と実施	上関町

3. 土地保全対策

現況と課題

本町は、半島部と離島部にあり、限られた海岸近くの平坦地に人家、公的施設などが密集しており、住宅の後背地に急斜面が迫っている状況が多く見られます。さらに、地区間をつなぐ幹線道路が海岸沿いを通っているところが多く、台風等の自然災害時に土砂崩れや落石、冠水、路肩の崩壊等の被害を受けやすい地形でもあります。

このことから、防災対策に努め、限られた有用地の保全と、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

基本方針

町土の保全は町民の生命と財産を守る観点から重要であり、災害危険区域の適切な防災対策を進め、災害時の被害防止に努めます。

また、道路沿いにある危険箇所は、必要な補強や対策を講じ、災害時の避難ルートの確保を進め、災害に強いまちづくりを推進します。

主要施策

- 1 防災対策の促進
- 2 災害に強いまちづくりの推進
- 3 土地保全対策施設の緑化

具体的施策内容

1 防災対策の促進

◆砂防指定地や急傾斜地崩壊危険箇所などの災害危険箇所等について、防災対策を行います。

2 災害に強いまちづくりの推進

◆風雨時に冠水、高波の被害を受けにくいように、海岸沿いを通る道路の補強や高潮対策などを講じます。

◆山地部の土砂災害を軽減するため、山林保全などの対策を推進します。

◆災害に強い土地づくりや対策について、住民への広報活動を積極的に進めます。

3 土地保全対策施設の緑化

- ◆既存の急傾斜地崩壊防止対策施設などのコンクリート構造物については、周辺環境や景観等を考慮して、緑化などの対策を講じます。
- ◆今後行われる防災対策については、周辺環境や景観を踏まえた対策を検討します。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
土地保全	急傾斜地崩壊対策事業 自然災害防止事業	防災対策	山口県 上関町
	砂防事業・地すべり対策事業	防災対策	山口県
	土砂災害特別警戒区域対策事業	防災対策	上関町

4. 情報通信体系の更新と活用

現況と課題

離島や山間の低地に集落がある本町では、通信施設の役割は非常に大きいものがあります。このため、生活環境の変化に伴う地域住民の要望に対し、町内公衆 Wi-Fi などの対応が必要になっています。

また、平成 18 年度に「地域イントラネット整備事業」によって公共施設間のネットワークが構築されました。この通信線をCATV会社へ貸すことでテレビの難視聴が解消され、町全体が高速通信可能となりました。しかし、経年劣化もあり、更新の必要が出てきます。

今後は、行政の情報公開や情報発信が重要性を増している時代のニーズに合わせて、町発信のホームページやオープンデータの充実が課題となっています。

基本方針

高度情報化社会に対応可能な情報通信網のインフラの活用を推進します。

主要施策

- 1 地域イントラネットの更新と活用
- 2 情報発信の拡充

具体的施策内容

1 地域イントラネットの更新と活用

◆地域イントラネットの更新をおこない、災害情報提供システムや避難所支援システムなど防災面での活用を図るほか、町内公衆 Wi-Fi の整備などを推進します。

2 情報発信の拡充

◆町発信のホームページやオープンデータ^{※3}を拡充し、住民向け広報や上関海峡温泉、道の駅、観光協会とホームページ等の連携をとりながら、観光客向け情報などの充実を図ります。

◆町民への身近な情報発信の一つとして、CATV・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス※4）等の活用を検討していきます。

※3 オープンデータ

「人口統計」や「公共施設の場所」などの公共のデータを、誰でも、許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができるデータのこと。商用利用も可能。

※4 ソーシャルネットワーキングサービス

略してと SNS とよばれている。社会的な繋がりを提供するサービスのこと。主に、登録された利用者同士が交流できる会員制サービス。会員制といっても、登録が必要だけで無料の場合もある。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
情報通信体系の推進	地域イントラネットの更新・活用	町内公衆 Wi-Fi の整備と活用	上関町
	ソーシャルネットワーキングサービスの活用の検討	ソーシャルネットワーキングサービスの活用の検討	上関町

5. 消防防災・防犯体制の確立

現況と課題

本町は、建物の密集した集落、斜面に建てられた家屋、狭隘な道、離島という地理的・社会的条件のため、災害発生時などに多くの危険要因があります。このため、普段より各種災害に備えた防災体制の整備や、訓練等を通じた防災意識の啓発に努めていく必要があります。なお、近年各種災害が頻発しており、その対応にも新たな取り組みが必要となっていることから、平成27年度から29年度にかけて、津波、高潮、土砂災害等各種ハザードマップの作成を行ってきました。

本町の消防体制は、柳井地区広域消防組合に所属し、これを補完する非常備の消防団が5分団と、機動隊で組織されています。

しかしながら、各地区の消防団員の高齢化が進むなかで、新たな団員の確保が困難な状況となっており、消防防災体制の弱体化が懸念されています。そのため、今後も引き続き消防訓練の実施など、消防団員個々の知識と技術の向上に、より努めていかなければなりません。また、災害時に対応できるよう、各地区の避難訓練等における協力体制を確立する必要があります。

本町の防犯体制については、柳井警察署管内に属し、町内には離島も含めて駐在所が3カ所設置されていますが、住民が安心して安全に暮らすためにも、地区ぐるみでの防犯体制づくりに取り組む必要があります。

さらに、地震や台風、洪水などの災害や、新たなウィルス等の感染拡大、武力攻撃、テロといった各種の危機的状況から住民の安全を守っていくためにも、全町的な危機管理体制の構築が求められています。

基本方針

消防防災は、日常の火災予防と初期消火体制に万全を期した消防体制と設備の充実を図るとともに、自然災害による被害の恐れが発生した場合は、上関町地域防災計画や山口県の広域防災連絡ネットワーク情報等を活用して、早期の対応策の実施を図ります。更には今後、予想されている南海トラフ地震などの多様危機災害に備え、避難所や備蓄品の整備、災害対策本部や災害情報伝達機能の強化など、全町的な危機管理体制の構築に早急に取り組みます。また、災害時に避難所を円滑に運営するためのマニュアルを策定するとともに、各地区の避難訓練を実施することで、住民の災害時の避難行動や、避難時の体制等を確立します。

防犯については、犯罪の少ない、安心して生活できる本町の特徴を保持することを目標としつつ、防犯意識の啓発に努めることとします。

主要施策

- 1 消防防災体制の整備
- 2 連絡体制の充実と意識の育成
- 3 防犯意識の啓発・体制整備
- 4 危機管理体制の確立

具体的施策内容

1 消防防災体制の整備

①消防設備の整備

- ◆消防自動車・消防機材の整備など、計画的な設備の更新・充実を進めます。

②消防団の維持と充実

- ◆団員の確保に努め、各地区の消防体制が維持できるように努めます。
- ◆各地区の地形や状況に応じた、きめ細かい消防体制づくりを行います。

2 連絡体制の充実と意識の育成

- ◆生活環境の変化の対策として、複数メディア連携システムによるエリアメール・登録制メール等の情報発信が可能となる防災行政無線の機器更新や、移動系のIP無線の導入を図ります。
- ◆携帯電話等を活用した、各地区と役場の双方向の連絡体制の構築について検討します。
- ◆災害時を想定した避難訓練を実施し、避難場所の周知を図るなど、自主防災組織の育成や地区防災計画の策定を検討します。

3 防犯意識の啓発・体制整備

- ◆住民の共同性および自主的な防犯への取り組みを支援し、防犯意識の啓発に努めます。
- ◆防犯体制整備の一環として、地域の安全確保に資する防犯灯のLED化整備を推進します。

4 危機管理体制の確立

◆多様な危機的状況に迅速に対応していくため、行政組織内の対応組織の設置や、関係機関との連携関係の形成、住民への迅速な情報提供体制などの整備を検討するほか、上関町地域防災計画等に従い、地震、高潮、津波、風水害、その他の災害対策を総合的に推進していきます。また、事業継続計画（BCP）に基づき災害発生時の事業の継続や復旧を図ります。災害時の対応としては、近隣の自治体から職員や支援物資などの効率的な受け入れを目的とする受援計画、物資輸送システムの利用等、各種計画の策定や、システムの利用できる体制を構築します。

また、各種団体、民間企業等との災害時における支援の協定を積極的に締結します。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
消防	消防機庫整備	老朽化した機庫の更新	上関町
	救急用資機材倉庫設置	倉庫及び災害時用資機材（簡易トイシ、テント等）の整備	上関町
	消防自動車および消防ポンプの整備	消防自動車、消防ポンプの買い替え	上関町
	災害時の備蓄の整備	災害用備蓄（食料、水等）の整備	上関町
	非常用発電機の整備	防災拠点として新庁舎及び避難所へ非常用発電機の整備	上関町
	防災行政無線の機能強化	複数メディア連携システムの導入 IP無線の導入	上関町
	防犯灯の更新	防犯灯のLED化等	上関町

6. 水道事業の運営

現況と課題

本町の水道事業は、少子高齢化や人口減少等により使用料収入の減少が続いており、一方では施設や管路の老朽化に伴う修繕や更新費用の増加が見込まれています。この傾向は今後も続くと考えられ、経営環境が厳しくなる中で水道事業を運営していくためには、更なる経費縮減を行うとともに、使用料収入等の確保を図るといった取り組みが重要です。

人口減少とともに水道の専門的な知識や技術、経験を有する人材が減少しています。多様化する水道の諸課題に的確に対応するためには、これらの人材を継続的に育成確保していくことが極めて重要となっています。

離島においては、島内の水源を利用し給水が行われていますが、天候によっては水不足が生じるため、今後も水源の安定的な確保や湧水にならないよう、体制の強化が必要です。

災害対策においては、災害時に予想される水の供給について対応できるよう、危機管理体制の強化が求められています。

基本方針

人口減少による使用料収入の減少、水道施設の老朽化、水道を支える人材の減少、危機管理対策など、水道事業を取り巻く環境は大変厳しい時代を迎えており、これまで築き上げた水道事業を次世代に確実に繋げていくため、住民の皆様や地域団体・民間事業者・近隣自治体等と協力連携し、水道事業の様々な諸課題に取り組んでいきます。

主要施策

- 1 効率的な水道事業の運営
- 2 使用料収入の確保
- 3 水道を支える人材の確保・育成
- 4 危機管理体制の強化

具体的施策内容

1 効率的な水道事業の運営

- ◆水道管・施設・設備の更新が必要となった場合、今後の水需要の動向を踏まえ、スペックダウンや代替案の有無などの比較や耐震化の検討を行います。
- ◆IT機器を活用し、効率的な検針・料金徴収の仕組みを更に強化させていきます。
- ◆効率的な水道施設の維持管理や修繕工事等を実現していくために、水道マッピングシステムを活用し、水道管や施設情報の正確な把握・整理に努めます。
- ◆災害支援・水道原材料の融通・資材調達・人材育成など様々な分野で水道事業の効率化や経営基盤強化を図るため、近隣自治体や他水道事業体との連携強化に取り組みます。

2 使用料収入の確保

- ◆水道事業は、水道加入者から納付される水道使用料で運営しています。持続可能な水道事業を実現するため、使用料収入の確保に努めます。
- ◆水道使用料の滞納があると、納付された水道使用料等で水道事業を実施することになり、不公平が生じることから、収納率向上に積極的に取り組んでいきます。

3 水道を支える人材の確保・育成

- ◆水道の専門的な知識・技術・経験を有する事業者や水道管理人・検針員の継続的な確保育成に努めます。
- ◆水道事業に関わる多くの人材が協力連携し合って、知識や技術の習得に努めます。
- ◆取水から浄水・給水までを全て島内で行っている離島の水道管理人に対して、良質な水をつくり安定的に供給する技術の習得・継承を支援します。

4 危機管理体制の強化

- ◆近年、自然災害等により断水が長期間続くことで、被災した自治体だけでの対応が困難な状況が増えてきています。このことから平成30年度に締結した「柳井地域水道事業災害相互応援に関する協定」などを活用し、近隣の自治体・水道事業体と連携しながら危機管理体制の強化を図ります。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
上水道	簡易水道施設更新等事業	配水管等の更新	上関町
	水道事業者等の人材確保	水道事業者、管理人後継者の確保	上関町

7. 生活排水対策の充実

現況と課題

集落排水施設及び合併処理浄化槽は、衛生的で快適な生活環境の確保と周辺海域の水質保全などを図る上で、必要不可欠な施設です。

これまで、戸津地区で農業集落排水施設が、四代・八島地区では漁業集落排水施設が整備されました。

その他の地区では、ほとんどの生活雑排水は海に排水されており、一部では合併処理浄化槽等による処理が行われています。し尿については、許可業者により収集・運搬され、周東環境衛生組合で処理されています。祝島においては、し尿を収集・運搬し、し尿処理施設で処理していますが、施設の老朽化が進んでいることから、新たな処理方法として、本土までし尿を運搬し他地区と同様周東環境衛生組合で処理を行うための、し尿運搬船の整備が必要となります。

町内3地区で集落排水施設が整備されましたが、普段の維持経費が高んでいくこともあり、これ以上新たな集落排水施設の設置は困難と考えられるため、引き続き住民に対してはできるだけ合併処理浄化槽を設置していただけるよう、普及強化を図っていくことが課題となります。

基本方針

生活雑排水やし尿等の処理については、水質汚濁を防止し、衛生的で快適な生活環境の向上を図る観点からも、一般家庭等に合併処理浄化槽を設置していただけるよう普及に努めます。

祝島のし尿処理施設については、施設の老朽化やし尿の量の減少などを考慮すると、し尿を本土まで運搬し他地区同様に処理するほうが、運営も含め経済的となることから、海上輸送する運搬船の整備を進めていきます。

主要施策

- ① 合併処理浄化槽設置の普及
- ② 合併処理浄化槽普及の啓発活動
- ③ 離島におけるし尿処理体制の整備

具体的施策内容

1 合併処理浄化槽設置の普及

- ◆下水道が整備されていない地区においては、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽の設置及び単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、普及に努めていきます。

2 合併処理浄化槽普及の啓発活動

- ◆合併処理浄化槽設置の必要性をパンフレットや広報等で周知し、住民の理解を得られるよう啓発を行います。

3 離島におけるし尿処理体制の整備

- ◆祝島のし尿処理施設の代わりに、し尿運搬船を新たに建造し、本土までし尿を運搬し他地区と同様に周東環境衛生組合で処理をします。
- ◆適正な、し尿収集運搬業務を実施するために、バキューム車を適時更新します。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
生活排水対策	合併処理浄化槽設置の普及	浄化槽設置の助成	上関町
	合併処理浄化槽設置のPR	パンフレット・広報等による啓発	上関町
	し尿運搬船の整備	し尿運搬船の建造及び運用	上関町
	バキューム車の適時更新	適正な、し尿運搬業務実施のため、適時更新を行う	上関町

8. 廃棄物処理体制の充実

現況と課題

ゴミ処理については、町内全域で収集体制が確立されており、可燃ゴミは周東環境衛生組合で焼却処分されています。

近年、全国的にはゴミの量は少しずつ減少傾向にありますが、本町においては、ほぼ横ばい状態となっています。

今後は、ゴミの減量化や、3R^{※5}（リデュース、リユース、リサイクル）を主軸とした取り組みを推進し、環境への負担が少ない廃棄物処理を行っていく必要があります。

また、近年災害が頻発しており、対岸の火事として見るできないような状況となっているところ、本町においては災害廃棄物の処理について、処理方法の確立および災害時の体制強化が求められています。

国や県の計画等を踏まえた、広域単位での廃棄物処理を進めていく広域処理等、新たな処理施策についても引き続き考えていく必要があります。

※5 3R（スリーアール）

リデュース…ゴミそのものを減らす。

リユース…廃棄物にせず再使用する。

リサイクル…ゴミを再資源化する。

基本方針

継続して廃棄物の処理を行っていく必要があること、および本町の美しい自然環境を守る観点から、環境への負荷の少ない循環社会の形成に向けた取り組みを一層推進し、広域圏との連携も図りながら、廃棄物処理体制を強化します。

また、災害時の廃棄物処理については、行政、住民の双方において災害時の対応等について認識し、共有していくことが不可欠です。

主要施策

- 1 ゴミの減量化
- 2 災害廃棄物の適正処理及び体制強化

具体的施策内容

1 ゴミの減量化

- ◆廃棄物の処理については、住民や事業者の理解・協力が不可欠となります。正しい分別を行うことや、3Rを主軸とした取り組みがゴミの減量につながるため、そのような取り組みや情報について、適宜広報誌やHP等の手段において周知を行います。
- ◆「上関町一般廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理計画」を策定します。
- ◆廃棄物の収集品目・頻度に応じた収集運搬体制を確立し、適正な収集業務を実施するために、ゴミ収集車（パック車、ダンプ車）を適時更新します。

2 災害廃棄物の適正処理及び体制強化

- ◆災害が発生した後には多量の廃棄物を処分しなければならないことが想定され、行政の動きや災害廃棄物の仮置場の設定など、災害が起きた際に役立てることができるような計画「災害廃棄物処理計画」※6を策定します。

※6 災害廃棄物処理計画

災害が起きたときに、どのように災害廃棄物に対処するかを事前に定めた計画。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
廃棄物処理	廃棄物関連計画の更新	「上関町一般廃棄物処理計画」等の更新を行う	上関町
	廃棄物の適正処理PR	廃棄物の適正処理について、広報誌等による啓発活動を行う	上関町
	ゴミ収集車（パック車・ダンプ車）の適時更新	適正な収集業務を実施するため、適時更新を行う	上関町
災害対応	災害廃棄物処理計画策定	災害廃棄物処理計画の策定	上関町

9. 斎苑の整備・管理

現況と課題

本町では、平成7年度より上関町斎苑が火葬場として稼働し、さらに平成19年度には式場施設が増築されています。しかし、経年により老朽化が進んでいる箇所もあるため、適切な整備・修繕が必要となってきています。

基本方針

現状に合わせた点検や改修を適時行い、利用者が満足できる状態を維持します。

主要施策

1 既存施設の点検・改修

具体的施策内容

1 既存施設の点検・改修

◆利用状況や利用者の要望に合わせた施設の点検や改修を行っていきます。具体的には、整備より10年以上経過する式場の空調設備の点検・改修が挙げられます。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
既存施設の修繕・整備	施設の点検・改修	適正な運用を行うために、施設について適時点検及び改修を行う	上関町
	空調設備点検・改修	式場の空調について、点検後必要であれば改修を行う	

第3節 美しいふるさとづくり

1. 環境保全

現況と課題

本町は、瀬戸内海国立公園に指定された美しい自然環境に恵まれ、山と海の恩恵を日常的に受けており、これらの貴重な資源の多面的な活用を図り、町民がふるさとを誇り得るものとしていく必要があります。

しかしながら、近年不燃ゴミや大型ゴミの不法投棄、および漂流・漂着ゴミや周辺海域での赤潮の発生など周辺環境の悪化が生じつつあり、これまでの美しい自然環境の消失が懸念されています。このような状況から、町民が主体となって積極的にゴミのない美しい環境を守るための活動を進める必要があります。

地球温暖化が世界的な問題となっているなかで、本町においては温室効果ガスの削減にも寄与する風力発電施設が整備され、今後も新たな再生可能エネルギー施設整備の取り組みが求められています。

また、本町では町営墓地が2箇所あり、引き続き募集等を行い、適正な管理を行ってまいります。今後の状況によっては運営方針や新たな整備の検討も必要となってきます。

基本方針

山や海等の美しい自然環境を維持するため、不法投棄や漂着ゴミに対して適切な対応を行い、適正処理等の啓発活動を実施して、更なる美化を目指します。

また、地球温暖化に代表される環境問題についても、住民一人ひとりが意識してエコ活動に取り組むことが出来るよう啓発および環境づくりを行い、温室効果ガスの排出量の削減に取り組めます。

主要施策

- ① ゴミの不法投棄防止活動
- ② 環境保全・美化対策
- ③ 地球温暖化対策の推進

具体的施策内容

1 ゴミの不法投棄防止活動

- ◆道路周辺および集落環境を維持・保全するため、ゴミの不法投棄を防止するための看板の設置及び広報誌・HP等による啓発を行います。また県等の行政機関と連携したパトロール活動を行います。

2 環境保全・美化対策

- ◆皇座山を中心とする瀬戸内海国立公園区域および山間区域については、美しい自然環境を保全するために、ゴミ等の持ち帰りについて周知します。
- ◆海岸及び海の環境については、町民・行政による清掃活動など、美化運動に努めます。また、海域の汚染源となっている生活雑排水や生ゴミの不法投棄等について合併浄化槽の推進や住民への啓発を行うことで汚染を防ぎます。
- ◆地区のボランティア等による清掃活動をHPに載せる等ピックアップし、ゴミ袋の提供等支援を行います。

3 地球温暖化対策の推進

- ◆公共施設等の整備を行う際は太陽光発電や電気自動車等、温室効果ガスの削減につながるような方法を検討します。
- ◆温室効果ガスの排出削減については、行政・住民一体となつての活動が肝要となります。よつて取組方法や新たな情報等について、適宜広報誌やHP等の手段により周知を行います。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
生活環境の整備	公共施設等の省エネ化	公共施設等の整備を行う際、省エネ設備の選択につき検討	上関町

2. 美しいまちづくり

現況と課題

本町は、古くから歴史の舞台となった場所であることから、各集落においても往時の景観を残しており、町全域が歴史的遺産とも考えることができます。

しかしながら、人口の流出による空き家・荒廃農地の増加等により、集落や自然景観の荒廃が進んできています。当町は、平成31年4月に景観行政団体となったことから、今後は、町内の景観の魅力と課題を整理し、これらの景観を保存・維持管理すべく、歴史面、文化面の視点から重要性を位置づける調査や整理を行い、住民の意見を反映させながら、これからの景観形成の方針を定めるとともに、官民協働による景観計画の策定を進めていく必要があります。また、計画に基づいたまちづくりを推進し、町民の認識を高めることが課題となっています。

基本方針

各地区の特徴が現れるまちづくりを推進するとともに、本町の美しい景観について調査を行い、景観計画を策定して魅力あるまちづくりへの取り組みを進めます。

主要施策

- ① 美しい景観まちづくりの推進
- ② 地区のまちづくり活動
- ③ 地区の美化推進
- ④ 職域による美化推進

具体的施策内容

1 美しい景観まちづくりの推進

- ◆本町の特徴的な美しい自然景観や町並みについて歴史面、文化面などさまざまな視点から調査・整理を行い、関係各部署と連携して環境形成・保全に向けた体制を確立します。そして、地元住民との連携を図りながら、景観まちづくりの方針となる景観計画を策定します。この計画に基づいたまちづくりを推進するとともに、まちの美しさに対する住民の意識を高めていきます。
- ◆美しいまちづくりが、農水産業の振興および観光資源の創出という複合的な効果を発揮するよう事業展開における連携を工夫します。

2 地区のまちづくり活動

- ◆ボランティア活動として取り組んでいる花づくり運動と連携し、地区の特徴が現れるまちづくりを推進します。

3 地区の美化推進

- ◆集落環境の清掃・美化を進め、美しい町並みの維持・保全に努めます。
- ◆幹線道路や漁港・港湾施設周辺は、来訪者を意識した清掃・美化を促進するとともに、花木などの植栽を行い上関らしい景観形成に努めます。

4 職域による美化推進

- ◆職域における美化活動を推進するため、意識啓発のための広報活動等を実施するとともに、職域団体等による美化活動等の支援を行います。

3. 美しい公園・広場・緑地づくり

現況と課題

本町では、これまで豊かな自然が身近にある環境から、公園や広場、緑地等の整備はあまり行われていません。

しかし、ライフスタイルの変化にともない、人々が日常的に集まれる広場や、身近な公園等のニーズを踏まえた整備が課題となっています。道路等の生活基盤整備においても、道路への景観的配慮や、休憩場所の整備が求められるようになっていきます。

また、老朽化した遊具等施設整備の維持・管理が求められています。

《公園・広場等の名称・位置》

名 称	位 置
日和山児童遊園	上関町大字室津 930 番地 1
上関町児童遊園	上関町大字室津 10273 番地 5
上関城山歴史公園	上関町大字長島 10044 番地 1
海峡広場	上関町大字室津 904 番地 9

基本方針

地域の状況に応じた公園や広場等の整備を推進します。また、公共施設や道路などの整備に応じて、周辺の緑化や並木等の整備や、諸行事に伴う公園の有効活用に努めます。

主要施策

- 1 地区の公園・広場整備
- 2 公共事業での広場・緑地等の確保

具体的施策内容

1 地区の公園・広場整備

- ◆ 町民が日常的に集える場、特に子どもと高齢者の交流の場となるような公園・広場等の整備を推進します。
- ◆ 空き地は、地域の憩いの場、子どもの遊び場として活用を検討します。
- ◆ 整備した公園・広場の日常的な維持・管理は、花づくり活動などと連携して行います。

2 公共事業での広場・緑地等の確保

- ◆ 公共・公益施設の整備に際して、公共の空間を拡大する観点から、公園・広場・緑地等を確保します。確保にあたっては、災害時の一次避難場所としての整備も考慮していきます。
- ◆ 町道整備により発生した残地等についても、広場や緑地等を整備し潤いのある空間を確保します。
- ◆ 町が所有する遊休地の有効活用の用途として、公園用地への転用などを検討します。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
公園・広場・ 緑地等	公園・広場・緑地の確保	集落内および道路等の公共施設整備におけるオープンスペースの確保と環境・景観整備	上関町
	「花咲く海の町・上関」アクションプランニングの推進	「花咲く海の町・上関」アクションプランニングにおける環境・景観づくりの指針策定とその推進	上関町

第2章 いきいきと生きる「海の恵みと人の技」

産業振興／担い手の育成／産業基盤

第1節 魅力ある産業づくり

1. 観光の振興

現況と課題

本町の観光は、一年を通じて釣り客が多く、夏には、中ノ浦海浜公園へ訪れる海水浴客、春には城山歴史公園などの景勝地へ観光客が訪れます。

特に近年では、2月中旬から3月中旬にかけて早咲きの河津桜と黄色スイセンの花見を楽しむ観光客が県内外から増え、経済波及効果が出ていますが、駐車場やトイレの整備が十分ではないため、受け入れ体制を強化していく必要があります。

皇座山国立公園は駐車場とトイレ、展望施設の整備がされています。上盛山には風力発電所と展望台が建設されたことにより、その周辺に駐車場などを整備していく必要があります。今後も、上関町サイン計画や遊歩道等の整備計画に基づき、観光地までの標識・案内板や道路整備を進め、観光振興を図っていく必要があります。

また、離島においては豊富な地域資源を有しており、八島では、春の山桜、県天然記念物のビャクシン群があり、祝島では、不老長寿の果実といわれるココーの実、県天然記念物のケグワの巨樹、磯釣りなど海・山の幸に恵まれています。

特に祝島には、歴史を感じられる家並みの集落に見られる石積みの練塀や、4年に1度開催される県指定無形民俗文化財の神舞神事があり、多くの観光客が訪れています。

本土においては、国の重要文化財に指定されている四階楼と、隣接された郷土史学習館を基点とし、県指定有形文化財の旧上関番所など、歴史観光に多くの人が訪れています。また、平成29年（2017年）に「朝鮮通信使に関する記録」がユネスコ記憶遺産（世界の記憶）に登録され、朝鮮通信使に関する遺構等に訪れる方も更に増加しています。

宿泊施設においては、旅館・民宿がありますが、収容人員の少ない小規模の施設で、観光客のニーズに対応しきれていない状況にあります。

しかし、立ち寄り客や日帰り客が多いことから、ターゲットを絞った戦略と観光ルートの開発によるツアーの受け入れなどにより、顧客の確保に努め、「かみのせき」の人気拡大へとつなげる必要があります。

本町の観光資源は決して知名度が高いとは言えず、幅広い観光客を獲得するには至っていないうえ、受け入れるにも大型バスなどの乗り入れが困難な道路状況となっています。

そこで、古くから重要な航路の要衝であった歴史と、その歴史に育まれたこの地域特有の家並みや豊富な芸能文化、温暖な海辺の自然風土のなかで、ゆったりとした暮らしを享受できる

優れた住環境など、現代社会において都会で暮らす人にとって潜在的に渴望されている「昔ながらの自然景観」や「歴史的景観」などの地域資源も多く、これらの有効な資源を観光面で生かすことで、交流人口が拡大する可能性があります。

今後は、多くの来訪者を確保することができる上関海峡温泉「鳩子の湯」と道の駅「上関海峡」という大きな集客施設を連動し、あるいは交流拠点として、積極的な観光振興策の推進とその仕組みづくりを展開することが求められています。

また、「花咲く海の町・上関」として各地区の道路沿いや海峡周辺に海と調和した花のある景観を今後も維持し、観光客を誘導・リピートさせる仕組みづくりも求められます。そのなかで、上盛山の観光施設（御汗観音、上盛山展望台）と連携した花木公園の整備も行います。

《観光施設の整備状況》

	名 称	位 置	構造物
1	中ノ浦海浜公園	上関町大字長島字平畠海浜地	休憩所 3 棟 トイレ、シャワー
2	上盛山展望施設	上関町大字長島 10071 番地	展望台 1 棟
3	室津(竹の浦)展望施設	上関町大字室津 2003 番地	展望施設 1 棟 トイレ 1 棟
4	特産物センター	上関町大字長島 671 番地の 10	販売施設 1 棟 トイレ
5	皇座山休憩所・展望台	上関町大字室津	休憩所 2 棟、トイレ 1 棟 展望台 1 棟
6	道の駅「上関海峡」	上関町大字室津 904 番地 15	販売施設、トイレ 情報コーナー

《宿泊施設の状況》

地区名	宿 名	収 容 人 数	備 考
上 関	民宿カイキョー館	10室 22名 (自炊部屋 2室)	地魚家庭料理
室 津	銀波荘	10室 25名 (宴会場 50名収容)	ふく活魚料理
	四海荘	6室 15名	ふく活魚料理
中ノ浦	フィッシングハウス芸陽	2室 15名	活魚料理
四 代	山内旅館	6室 15名	活魚料理
	旅館福店	6室 8名	活魚料理
	民宿やま家	16室 16名	活魚料理
祝 島	みさき旅館	5室 10名	—
	民宿くにひろ	3室 8名	活魚料理
収 容 力		134名	

基本方針

本町の美しい自然、風景、歴史ある家並みや伝統文化・食文化等を効果的に活用し、魅力あふれる観光資源として再構築するとともに、「花咲く海の町・上関」をキャッチフレーズとして、本町の「花・海・食」の総合的なイメージアップを図り、都市との交流を増大させる観光振興を目指します。

特に離島においては、都市にはない特性を生かした観光振興を進め、来訪者との交流による地域活性化も図ります。

また、民間の旅館・民宿業との連携及び民泊等、本町に似合った型を検討し、滞在型の観光客を増やしていくための情報発信にも努めます。

主要施策

- 1 観光・交流資源の整備
- 2 離島観光の振興
- 3 観光資源の掘り起こしと情報発信
- 4 観光産業の体制づくり

具体的施策内容

1 観光・交流資源の整備

(1) 観光・交流拠点の整備

① 「花咲く海の町・上関」アクションプランニングの推進

◆「花と海の公園」や「花木公園」の整備等、「花咲く海の町・上関」アクションプランニングに基づき、本町特有の花や果実とともに山や海の眺望を楽しみ、親しむ、新たな観光交流拠点の創出および既存拠点の充実を図ります。

② 滞在型観光・交流施設の計画づくり

◆新しい観光拠点として、滞在型の観光・交流施設の適地および整備すべき機能構成、整備時期を検討するとともに、主要な観光拠点との連携のうえで計画を推進します。

③各種施設整備と連動した観光産業振興

◆上関海峡温泉や道の駅などの各種施設を集客拠点として活用し、町内の農水産物を生かした6次産業化^{※7}などと連動した観光産業の振興を推進します。

また、室津港湾エリアは、古くより陸と海を結ぶ瀬戸内海航路の駅（拠点・要衝）として多くの人々が利用していることから、今後、更なる利便性の向上や新たなサービスが提供できるよう、既存施設と港湾エリアの一体的な整備による集客力の増大を図り、観光産業の振興を推進します。

※7 6次産業化

1次産業（農林水産業）が単に生産だけではなく、生産、加工、販売、交流産業、更に生産者との連携・提携による農林水産業経営における複合化・多角化を進めることで、農林水産経営を持続的に発展させようとする取り組みのこと。

(2) 観光・交流基盤の整備

①回遊型観光ルートの整備

- ◆本町の主要な観光拠点をネットワーク化し、回遊型の観光ルートとして観光客の増大につながるよう、沿道修景、観光看板、案内サイン等の整備を図ります。
- ◆本町の特徴である「花・海」をアピールする沿道修景や、「食」も含めた分りやすく魅力的な観光情報を発信します。

②道の修景によるイメージアップ

- ◆集落ごとの花づくり等、沿道景観等の整備により「花咲く海の町・上関」のイメージアップを図ります。
- ◆港町の景観を引き立て、訪れる人の目を楽しませることができるような街路灯等の整備を検討します。
- ◆上関大橋付近に海峡を臨む展望台等、上関町の魅力を発信する景観整備を図ります。

(3) 歴史と文化の里づくり

①歴史と文化の道づくり

- ◆町内の歴史文化資源を、周遊できる観光ルートの設定を行うとともに、花と海をアピールする沿道の修景整備と合わせ、港の風情、朝鮮通信使の所縁の遺構や歴史、水軍や海運隆盛期の遺構等の拠点も含めた整備を検討します。

②複合文化拠点の活用

- ◆四階楼や学習館、総合文化センター、温泉（温浴）保養施設など、文化・産業・コミュニティ等の融合を図った複合文化拠点として、交流人口の拡大を図ります。

(4) 体験型観光の推進

- ◆離島探索、磯遊び、地引網漁、海上からの景観や漁獲体験、花づくり体験等、体験型観光を効果的に推進します。
- ◆体験漁業、観光農業等の魅力度を高めるメニューやルートの設定等の検討を行います。

2 離島観光の振興

離島地区の八島・祝島では、離島の特性を生かした自然体験型の特色ある観光をめざし、島内散策のためのルート設定や案内板整備、特徴ある家並み等の保存や美化に努めます。

①八島

- ◆自然体験型観光を軸に、島ならではの景観・風景・伝統文化などを掘り起こし、交流人口の増大や景観整備、特産販売を展開できるよう検討します。

②祝島

- ◆祝島独特の自然や郷土の歴史文化体験を軸に、資源を生かし、滞在可能な施設やサービス提供の仕組みづくりを検討し、必要な整備を段階的に進めるなど、総合的な観光開発を推進します。

3 観光資源の掘り起こしと情報発信

①上関観光・交流情報の充実

- ◆道の駅を活用して、観光情報の集積・発信の充実を図ります。
- ◆町内を周遊できるよう、港・バスターミナル等のアクセス向上を図り、また、観光・交流情報の案内を充実させていきます。

②各種観光イベントを通じた観光情報の発信

- ◆町内で開催される各種観光イベントを、町内情報を発信する重要な機会と位置づけ、積極的に支援するとともに、新たな観光イベント等の開催も検討します。

③広報誌、情報誌等の充実

- ◆町を紹介するマップ、情報パンフレット、ホームページ、SNS、CATVによる観光情報発信等を充実させるとともに、町外の観光情報センターや観光地各所で戦略的なキャンペーン等を展開します。

④イメージアップ戦略の展開

- ◆本町の「花咲く海の町・上関」という将来像を町全体として表現していくため、シンボルマークやロゴマークの積極的活用、街路灯やバス停、サイン等の統一デザインの採用、花を活用した本町イメージの形成のための広報活動など、観光客の掘り起こしに資するイメージアップ戦略の展開に向けた計画づくりを検討します。

4 観光産業の体制づくり

①観光協会の体制強化

- ◆観光振興の中心的な役割を担う観光協会の企画力や情報発信力の強化を図るため、事務員や観光ボランティアガイドの育成など、人材確保等も含めた支援を強化します。

②各地区のコミュニティ施設等の活用

- ◆各地区のコミュニティ施設等を活用して、地区の見どころや体験学習等の紹介の場を設けます。

③観光・交流の案内者育成

- ◆生涯学習活動とも連携したものとして観光交流の案内者育成を図ります。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
観光	「花咲く海の町・上関」アクションプランニングの推進（再掲）	皇座山・上盛山・中ノ浦等観光ポイント整備 町並み・沿道の花による景観・環境整備	上関町
	離島観光整備事業	資源を活かした観光開発の推進および基礎的な観光施設の整備	上関町
	観光拠点整備事業	上関海峡温泉・道の駅の充実、駐車場等の整備、既存観光施設の有効利用	上関町
	滞在型観光・交流施設計画	滞在型観光・交流施設の計画づくり	上関町 各種団体
	上盛山整備事業	展望台周辺整備、花木公園整備ほか	上関町
	歴史と文化の道づくり	上関の歴史・文化探訪ルートの整備	上関町 各種団体
	上関観光・交流情報の充実	町内観光ルートの案内、整備 循環バス路線の沿道修景 観光イベントの支援	上関町 各種団体
	花の苗供給事業	花による沿道の修景や景観づくり、フラワースポットの整備	上関町
	観光PRグッズ等作成事業	観光PRグッズ・パンフレット等の作成	上関町
	サイン設置・大橋周辺展望所整備事業	看板設置、上関大橋周辺展望公園改修	上関町
	観光振興に関わる人材の育成・確保	観光施設のサービス人材の育成に関わる研修等の実施、起業支援、歴史観光ガイド育成・登録ほか	上関町 各種団体

2. 商業の振興

現況と課題

町内の商業は、需要の低迷から衰退の状況にあります。情報化が進んで購買手段も多様化し、また、町内で買い物が完結しないことで、車で町外へ買い物に行く人が多くなっています。

平成26年度には道の駅上関海峡が開業しましたが、町内では廃業等により商店の数が激減し、スーパー・コンビニエンスストアや新規業種の店舗も成立しにくい状況にあるため、高齢者が町内の商店で購入している程度です。人口減少および高齢化が進行している現状では、町内の購買力は更に低下していくものと考えられます。

一方、新たな需要創出のためには、まずは町内での購買意欲を充足するための環境整備が重要な課題であり、道の駅の活用と商業振興策による魅力ある拠点づくりとともに、通信販売やネット販売等、全国から顧客を得る方策等も模索していく必要があります。

また、高齢者をはじめとする買い物難民対策も急務な状況になっていることから、道の駅や商業施設・店舗と連携し、移動販売や宅配等の充実も推進していかなければなりません。

基本方針

日常生活で必要となる商業施設、サービスの充実を図ることで町内での購買意欲を充足するとともに、高齢者の買物の支援体制等を確立します。

一方、生活と交流の拠点施設として道の駅などの充実を図りながら、魅力ある商業拠点づくりを推進します。

また、観光客を引き付ける魅力ある商品づくりのため、特に既存の特産物の新たな商品化に重点を置いた開発を支援し、観光客を核とする顧客拡大を図るとともに、全国から顧客を得るためのインターネット等を活用した無店舗販売等の支援も行います。

主要施策

- 1 商業サービス拠点の整備
- 2 新たな特産品の開発と販路の拡大

具体的施策内容

基本計画

1 商業サービス拠点の整備

(1) 日常的な商業サービスの充実

① 宅配・移動販売体制等の検討

◆ 移動手段をもたない高齢者等のため、宅配や移動販売等の支援体制を検討していきます。

(2) 魅力的な商業サービス拠点の整備

- ◆ 観光面やコミュニティ等、多面的な機能との連携による賑わいづくりをめざします。
- ◆ 道の駅を中心とした商業核の形成を検討します。(チャレンジショップの設置等)

2 新たな特産品の開発と販路の拡大

① 高付加価値化の工夫支援

◆ 上関ならではの質の高い海産物や農産物など、地域の素材を活用した地産品の6次産業化を推進します。また、道の駅の看板商品やふるさと納税返礼品での起用を目指します。

② 販路の拡大

- ◆ 町のホームページや観光パンフレット、SNS、CATVによる情報の発信などにより魅力ある商品や特産品の紹介・PRを行い、販路開拓・拡大を支援します。
- ◆ 道の駅を拠点とした無店舗販売等による全国規模の顧客獲得を支援します。

魅力ある産業
づくり

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
商業	商業拠点整備	道の駅周辺の整備等	上関町 民間
	商業関連人材の育成・確保	商業の担い手・後継者の確保、各種研修制度、起業支援ほか	上関町 各種団体
	移動販売体制の検討	高齢者の生活を支援する宅配など	上関町 民間

3. 工業・建設業の振興

現況と課題

町内の工業には、造船業・鉄工業がありますが、需要は低迷しています。

また、低成長時代のなか、地域経済も停滞し、かつ公共工事も減少して建設業の需要も少なく、厳しい時代環境にあります。

しかし、現在保有する技術力および労働力の活用が重要であるとともに、現状をふまえて新たな分野の開拓を行っていくことも必要と考えられます。

基本方針

以前は町内の経済にとって重要な位置を占めていた、造船業を中心とする工業・建設技術および設備を生かす新たな経営戦略を立て、低迷からの脱却をめざすとともに、工業等の誘致を図ります。

主要施策

- 1 新分野の開拓、経営体制の強化
- 2 工業等立地基盤の整備

具体的施策内容

1 新分野の開拓、経営体制の強化

①新分野の開拓

◆地場産業である造船・鉄鋼業、建設業等における技術の蓄積を生かした営業開拓・販売力の強化など、新たな経営体制を生み出すことを支援します。

②技術ストックを生かした新分野への進出

◆船技術や工場設備を生かした漁船の修理、保管、係留管理事業や廃船のリサイクル・廃棄処分事業など、関連分野の可能性を検討し、進出できる分野を探し、新産業としての育成・強化を支援します。

③経営環境改善への支援

- ◆町内の中小企業における ISO9001^{※8}など、業者に求められる基準への対応等、経営環境改善に向けた情報提供等の支援を行います。

※8 ISO9001

製品の品質保証および、顧客満足の上を目指す国際的なマネジメントシステムの規格。

2 工業等立地基盤の整備

- ◆原子力発電所を企業誘致の一つとして位置づけています。
- ◆今後の工業を含めた新たな産業立地用地の確保のため、熊毛南高等学校上関分校跡地の活用や、必要に応じて埋め立て等による対応を検討します。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
工業・建設業	工業・建設業関連人材の育成・確保	工業・建設業の担い手確保、研修等の実施、起業支援ほか	上関町 各種団体

4. 海運の振興

現況と課題

本町の歴史的な産業である海運業に関しては、海運の衰退、船舶の大型化等の時代変化を背景にして、事業や人員の縮小をやむなくされており、将来が危ぶまれています。現状を脱すべく、何らかの方策が必要とされています。

基本方針

本町の基幹産業のひとつでもあることから、需要と供給の可能性を探りながら適地輸送の推進を図るとともに、観光産業の振興と関連づけるなど、新たな需要の開拓・雇用創出への取り組みを検討します。

主要施策

- 1 新たな需要開拓
- 2 経営体質の強化
- 3 新規事業への参入

具体的施策内容

1 新たな需要開拓

◆海運業の現状を見直し、特性を生かせる新たな需要開拓の検討、観光振興と同調させた活性化などの検討を行います。

2 経営体質の強化

◆海運業の集約化・再編・強化などを視野に入れた、経営指導、協業化、近代化資金の活用など、さらに経営の強化・改善の検討などの支援を図ります。

3 新規事業への参入

◆新たな海運事業に新規参入できる仕組みづくりを行います。

＜主要事業＞

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
海運	海運関連人材の育成・確保	海運業の担い手・後継者育成・確保、研修等の実施、起業支援ほか	上関町 各種団体

5. 農業・林業の振興

現況と課題

本町は温暖な気候に恵まれています。農地・水・流通等に制約があるうえ、農業者の高齢化、若手後継者の流出等により厳しい状況に置かれています。

農地面積も狭いことから、ほとんどの農家が第2次兼業農家です。

農産物では、温州みかん、びわなどが主な生産物であり、農地面積の多くは樹園地が占めています。収穫されたみかんやびわの多くは他の地域へ出荷され、市場からの高い評価を得ていますが、就業者の高齢化の進展、担い手不足などにより、生産高は低迷しています。また、野生鳥獣（イノシシ等）の被害が年々増加傾向にあり、農産物への影響が後を絶たないことから、引き続き有害鳥獣対策として防護と捕獲の両面から被害防止策を講じる必要があります。

今後は、高齢者でも可能な農業のあり方を構築する一方で、高品質果樹・早出花卉の栽培等、新たな取り組みによる高付加価値化や、観光との連携、道の駅への出荷、6次産業化の可能性を探るなど、農業のあり方を構築していく必要があります。

林業については、山林の維持・管理も難しい状況にあります。土地保全、環境保全の観点から利活用方策を模索していきます。

基本方針

地元消費、特定のユーザーや観光需要への対応といった、特色ある農業の振興を図ります。

みかん、びわなどは、本地域の特産物として今後も生産の拡大を目指し、販路の開拓を進めるとともに、温暖な気候等地域の特性を生かした特産品の開発を進めます。

一方、生産力の向上を図るため、果樹の優良品種への改植や先進的な栽培技術の導入を促進するとともに、農林業に必要となる生産基盤の整備を進めます。

また、花卉栽培技術を産業化する取り組みを支援し、地元の新しい農産物の育成を図ります。

林業は国土保全や災害の防止、環境保全、美しい自然景観の形成、レクリエーション利用等の多面的機能を重視し、適切な利活用を行います。

また地域の未利用植物の産品化など、従来品目にとらわれない生産加工物の生産・販売を目指します。

主要施策

- 1 ブランドの創出・推進
- 2 生産力の向上
- 3 観光産業（農業）の振興
- 4 森林維持管理・利活用方策の検討

具体的施策内容

1 ブランドの創出・推進

①特産化・高付加価値化の推進

- ◆特産化・高付加価値化の促進策として、みかん、びわなど、既存の特産物のブランド化を推進するとともに、新たなブランド化にも取り組みます。

②集出荷体制の改善

- ◆道の駅などの安定供給先に向け、物流能力の向上や容易な物流集荷を目指します。

③販売ルートの確保・拡大

- ◆ブランド化と連携し、販路の拡大を図ります。

2 生産力の向上

①生産基盤の維持

- ◆農道や水路、ため池など、生産基盤の維持補修を行います。

②技術力の向上

- ◆栽培技術の向上により、営農産物として市場に花卉を出荷し、生産拡大の取組みを推奨し、技術指導者の招聘や研究会の開催などの支援策を講じます。

③後継者の育成

- ◆ブランド化や技術力の向上、販売ルートの確保・拡大等を基盤に、農業の後継者の育成を図ります。また、住民等を対象とした営農塾の開催や、町外からの参入も可能な休耕農地の活用の体制づくりを図ります。

④ 営農体制の確立

- ◆ 農業に関わる農協等の各種集団・組織等を活用して、営農体制の強化を図ります。

⑤ 有害鳥獣対策

- ◆ 有害鳥獣対策を講じ、農地の保護を図ります。

③ 観光産業（農業）の振興

- ◆ 上関町の観光産業（農業）として、花木公園整備の振興を図ります。花木公園は、花を見て楽しんでいただくだけでなく、花木の苗木の販売と共に、来訪者が花づくり体験等を行う場としての拠点づくりを図ります。

④ 森林維持管理・利活用方策の検討

- ◆ 森林総合整備事業において、森林の造林・保育・間伐を進めます。
- ◆ 海に面する山林としての特徴を生かす視点から、体験学習の場としての可能性を検討します。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
農業・林業	森林総合整備	造林、保育、間伐	森林組合
	特産化・高付加価値化促進対策	特産化による高付加価値化、販路開拓、観光等との結合による加工・サービスの価値の付加等の研究開発および施設整備	上関町 民間
	観光産業（農業）の振興	花木公園の整備	上関町
	新規農業者の育成	営農塾の開催、休耕農地の活用の体制づくりほか	上関町 民間ほか
	有害鳥獣対策	有害獣対策地域活動支援事業（免許取得経費等補助） 有害獣防除柵等設置事業（有害獣対策経費の補助）	上関町 民間ほか

6. 水産業の振興

現況と課題

本町は、半島部分と大小の島しょ部から構成されており、伊予灘、周防灘に面して好漁場に恵まれていることから、古くから漁業との関わりが深く、まちの重要な産業となっています。地域内では、一本釣り、刺し網などが主に行われていますが、近年の漁業を取り巻く環境は厳しく、水産資源の減少、魚価の低迷、後継者不足による漁業従事者の高齢化等々、多くの課題を抱えており、漁獲高が伸び悩んでいます。このため、資源管理型漁業を基調とした栽培漁業の推進、漁場の整備開発の促進、流通機能の改善、観光漁業の推進による漁家経営の安定向上を図るとともに漁村環境の改善に取り組み、若者に魅力のある漁村社会を構築していく必要があります。

これらの展開にあたっては、光・熊毛地区栽培漁業センターや道の駅の活用、県漁協町内各支店との連携などが課題となります。

各漁港の状況においては、防波堤や物揚場などの基本施設が老朽化し、漁港の機能が低下している箇所が多くあることから、機能回復・保全のための対策事業を行う必要があります。

また、水産資源の保護・培養を図り、持続的な漁業生産を維持するため、種苗生産、放流等も引き続き行っていくことが必要と考えられます。

基本方針

漁業は、関連・波及産業を含めて就業者が多い本町の主産業です。恵まれた漁業環境を最大限に生かすため、今後も資源の増大、流通機能の整備および漁村環境の改善等に取り組み、魅力ある漁業の育成に努めていきます。このため、周辺海域において、漁場の管理、種苗放流などを推進し、キジハタ、ヒラメ、アワビなどを対象とした水産資源の増殖・確保に努めます。

また、漁港施設等の機能保全を行い、安全性の確保と生産性の向上を図るとともに、流通・加工機能の充実や、近代化施設の拡充・強化を図ります。このほか、魚の付加価値を高める生産・販売手法等を研究し、さらに漁港用地を有効利用して、漁港道路の整備や居住環境の改善を進め、観光漁業の振興による漁業者の就労の場の拡大等、新規就業者が定着できる魅力ある漁業・漁村づくりを推進していきます。

主要施策

- ① 栽培漁業の推進と生産基盤整備
- ② 経営基盤の強化と流通加工の整備
- ③ 観光漁業の振興

具体的施策内容

1 栽培漁業の推進と生産基盤整備

①栽培漁業センターの活用

- ◆光・熊毛地区栽培漁業センターを拠点として、稚魚の中間育成・放流、養殖、種苗の放流を実施し、栽培漁業の計画的拡大を進めます。
- ◆消費者のニーズを把握し、それに合わせた放流魚種の選定等、市場価格や付加価値の高い種苗の栽培を進めます。

②栽培漁業の拡充と資源保護

- ◆放流漁業の管理に努めるとともに、資源管理型漁業の一層の定着を図ります。
- ◆磯焼けと藻場の再生については、関係機関が連携して対応策を検討していきます。

③養殖業の振興

- ◆養殖業は、海域特性、対象魚種、養殖技術および市場性等を調査検討し、養殖適種を選定して種苗の養殖・放流を実施します。

④漁港の機能保全

- ◆町内それぞれの漁港の状況に応じて機能保全事業を進めるとともに、整備された漁港施設用地の有効活用を図ります。

2 経営基盤の強化と流通加工の整備

①特産品開発の推進、ブランド化

- ◆統一した町独自のブランドを検討し、付加価値を高めて販売できるよう、生鮮品の氷温保存技術など最新技術を生かした出荷時期の調整や、独創的な加工方法・デザイン等を工夫するなど、特産品の開発に努めます。

②生産・加工・流通体制の整備

- ◆生産から販売まで一貫した6次産業としての漁業の推進を図るため、生産・加工・販売までの協力組織体制の確立を目指します。
- ◆生産体制の強化として、定置網等を利用し、安定した漁獲の確保を進めます。
- ◆道の駅整備に伴い、加工処理施設、展示・販売施設の整備、共同集出荷の実現に向けた取り組みを推進します。

③販路の開拓

- ◆適時な情報発信等の工夫により、販路の開拓を行います。

3 観光漁業の振興

- ◆本町の漁業・漁村体験を通じて、自然体験、社会学習、幅広い人間形成、地域交流の機会等を提供するため、町全体で取り組んでいきます。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
水産業	稚魚の中間育成・放流	稚魚の中間育成・種苗放流(キシハタ、ヒラメ、アワビ他)	上関町 栽培漁業協会 山口県漁協
	養殖	海産魚、車エビの養殖	栽培漁業協会
	強い水産業づくり	漁業経営構造改善事業 漁業生産基盤等整備、水産物供給施設等整備	上関町
	上関漁港機能保全事業	外郭施設、係留施設補修	上関町
	室津漁港機能保全事業	外郭施設、係留施設補修	上関町
	八島漁港機能保全事業	外郭施設、係留施設補修	上関町
	上関漁港海岸長寿命化対策事業	外郭施設補修	上関町
	室津漁港海岸長寿命化対策事業	外郭施設補修	上関町
	祝島漁港海岸長寿命化対策事業	外郭施設補修	上関町
	八島漁港海岸長寿命化対策事業	外郭施設補修	上関町
	漁業関連人材の育成・確保	漁業の後継者(ニューフィッシャー)の確保・育成、新規就業者の募集、研修等の実施ほか	上関町 各種団体

第3章 のびやかに生きる「歴史と未来」

学校教育／生涯学習・スポーツ振興／交流／歴史・伝統文化／人材育成

第1節 豊かな創造性を育む人づくり

1. 学校教育の振興

現況と課題

本町の学校は、小学校2校（上関小、祝島小）、中学校2校（上関中、祝島中）ですが、現在、祝島小学校、祝島中学校は休校となっています。

学齢期の人口も減少しており、児童生徒数は1学年あたり平均10人前後となっています。

現在、本町では小学校から中学校への学びや育ちをスムーズにつなげるため、小中の9年間を通して計画的な教科指導や生徒指導に取り組んでいく「郷土愛と生きる力を育む小中一貫教育」を推進しています。

今後も、少子化の影響もあり、学齢期・就学前の児童生徒は減少するものと予想されますが、義務教育である小中学校の整備は、本町の将来を担う人材を育む拠点として、また児童生徒と地域住民との交流拠点としても重要であり、一層の充実が必要です。

現在、祝島小学校区には就学前の幼児がいるため、就学時には祝島小学校を再開校する予定もあり、町内の幼稚園を含めた学校編成等については、慎重な検討が必要となっています。

子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を推進するために、コミュニティ・スクール及び地域協育ネット推進事業を保護者や地域の皆さんとともに進めていかなければなりません。

基本方針

子どもたちは、本町のみならず我が国の次代の担い手として大切な存在であり、その子どもたちが健やかに成長できる教育環境の整備に取り組みます。

また、学校・家庭・地域が連携し、縦横に一貫性・関連性のある教育を推進します。

小中一貫教育による学習のつながりや一貫した生徒指導により、21世紀を生きる心豊かでたくましい児童生徒の育成を図ります。

主要施策

- 1 小中一貫教育の推進
- 2 小・中学校の環境整備
- 3 郷土の歴史・文化教育の充実と国際理解教育の推進
- 4 児童生徒の安心安全の確保

具体的施策内容

1 小中一貫教育の推進

◆中学校卒業後の子どもの姿をイメージしながら、目指す児童・生徒像「夢や志をもち、他者とかかわり、自らを高めていこうとする子」を共有し、その実現に向けた9年間の義務教育を目指します。

また、一貫教育の目的に「一人ひとりを伸ばし育む教育の創造」、「教職員の資質の向上」、「地域の活性化と教育力の向上」を掲げ、21世紀を生きる、心豊かでたくましい児童生徒の育成を図ります。

2 小・中学校の環境整備

①学校の整備・充実

◆小中一貫教育の推進のため、上関小学校・上関中学校を教育共同エリアとして整備していきます。離島における学校については、地域の実情と教育環境を勘案しながら整備に取り組みます。

②情報教育の推進

◆進化を続ける情報化社会に対応できる人材を育成するため、ICT環境整備を継続的に推進していきます。また、教員の対応知識・指導力の向上や情報モラル教育の一層の充実を図ります。

③地域とともにある学校づくりの推進

◆コミュニティ・スクール及び地域協育ネット推進事業による保護者や地域の人が学校を支援する体制づくりを推進し、学校の活性化を図ります。

◆「自分たちのまちは自分たちでつくる」という意識と自覚を養うため、ボランティア活動等、地域活動への積極的な参加や学校と地域との協働活動を推進します。

3 郷土の歴史・文化教育の充実と国際理解教育の推進

- ◆郷土の歴史や芸能、生活慣習などを学ぶこと、また、本町に関わりの深い歴史的事項を通じて本町と関連の深い国について学ぶことなどにより、郷土に愛着を持ち、国際理解を育む教育を推進します。
- ◆教育課程特例校の取り組みとして、小学校低学年時期から外国語活動の授業を行い、コミュニケーション能力の醸成を図ります。

4 児童生徒の安心安全の確保

- ◆地域のボランティア・保護者・関係機関と連携して登下校の安全確保に努めるとともに、遠距離通学の児童生徒に対し、スクールバス・ボートの運行、公共交通機関の定期券支給等の支援事業を行います。
- また、危険予測学習を効果的に取り入れ、交通安全教育・防災教育などの身の回りの生活に潜む危険を予測し、回避する力を育てます。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
学校教育	小・中学校外国語活動支援	ALT 配置・英語教育の充実	上関町
	中学生海外派遣事業	中学生の海外ホームステイ・語学研修への派遣	上関町
	コミュニティ・スクール事業	学校・保護者・地域社会の連携	上関町
	ICT環境整備事業	情報通信ネットワークの整備 児童生徒一人一台端末の整備	上関町
	高等学校生徒補助事業	高等学校通学定期購入費補助・高等学校生徒修学金補助・離島高校生修学支援補助（いずれか選択）	上関町
	遠距離通学支援事業	スクールバス・ボートの運行、交通機関の定期券支給	上関町
	給食費助成事業	小・中学生の給食費の助成	上関町
	学校施設の環境整備	施設の環境整備	上関町
	祝島小学校の再開校	施設整備及び学校運営	上関町

基本計画

豊かな創造性を育む人づくり

2. 生涯学習の推進

現況と課題

本町の取り組みは、公民館活動を中心として幅広い分野で行われてきましたが、少子高齢化が進むにつれて参加者は減少・固定化の傾向にあります。

豊かな自然や郷土の歴史、教育文化施設を活用して、町民が主体的に学習に取り組むことができるよう、学習機会の充実を図り、町民の学習成果を広く生活に生かせるようにすることが必要です。各種教室や講座は今後もニーズに応じて内容を見直すとともに、総合文化センターおよび図書館機能の充実や利活用を促進し、町民の主体的な学習の場づくりに取り組んでいく必要があります。

基本方針

生涯にわたって学び、豊かな教養を持ち続けられるよう、学習の機会や場の充実に努めます。また、子どもから大人まで幅広い世代に対応した活動の場を拡充し、交流学习の促進に努めます。

主要施策

- 1 生涯学習環境の充実
- 2 生涯学習活動の推進

具体的施策内容

1 生涯学習環境の充実

- ◆総合文化センターの活用促進および公民館施設の整備・充実を図るとともに、町民の自主的な活動を支援する環境づくりを行います。
- ◆住民のニーズや社会情勢に応じた生涯学習教室・講座等を再考し、町民の主体的な学習の場づくりに取り組みます。
- ◆図書館施設や蔵書の充実、情報発信の強化等により、読書環境の整備・充実を行います。

2 生涯学習活動の推進

- ◆各種教室や講座への参加促進のため、幅広い分野で他事業との連携を図り、講座プログラムの充実を図ります。
- ◆社会教育団体や各種サークルの育成・強化を推進するための啓発活動を行います。
- ◆教室・講座の講師等の人材確保・育成に取り組み、学習機会の充実を図ります。
- ◆学校・家庭・地域が相互に連携することを目的とした地域協育ネット運営協議会を中心に、放課後子ども教室の開催や子どもの体験活動等事業を推進し、地域協育の充実を図ります。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
生涯学習	生涯学習講座の再考・充実	住民のニーズに応じたプログラムの再考	上関町
	生涯学習講座等の開催	幅広い分野での他事業との連携	上関町
	指導者の確保・育成	講座の講師等の人材確保	上関町
	地域協育ネット推進事業	放課後子ども教室の開催 子ども体験活動等 学校支援ボランティアの育成	上関町
	図書館施設の整備・充実	蔵書の充実、図書館情報ネットワーク整備	上関町

3. スポーツの振興

現況と課題

近年、健康づくりに対する意識も高まり、ライフスタイルの多様化に伴う住民志向の変化や急速に進展する高齢化等、スポーツを取り巻く環境は大きく変化しています。そのなかで、住民ニーズや年齢層に応じたスポーツ活動の普及はもとより、幅広い世代が交流できるスポーツ活動の場と機会の充実を図る必要があります。また、少子高齢化の影響から、後継者および指導者の発掘・育成も求められています。

時間的な制約等によるスポーツ活動の低下や、スポーツをする人・しない人の二極化の傾向が見られます。町民が気軽にスポーツやレクリエーションを楽しみ、健康づくりや仲間づくりができるよう、スポーツ活動を振興し、体育施設等の設備の維持・充実を図ります。

また、スポーツを通じた交流を活性化することで、交流人口の増加を図ります。

基本方針

町民一人ひとりが、ライフステージに応じて広くスポーツに参画することができる生涯スポーツ社会の実現に努めます。また、生涯スポーツを広め、推進するために町民の自主的な参加の呼びかけを行うとともに、地域や団体等と協力し、指導者の育成や団体の育成・強化等の取り組みを進めます。

主要施策

- 1 スポーツ活動の促進
- 2 スポーツ施設の整備

具体的施策内容

1 スポーツ活動の促進

- ◆上関町スポーツ推進計画及び町の現状を踏まえ、生涯にわたり広く町民がスポーツに参画することができるよう、各種団体と協働しながらスポーツ推進施策を実施します。
- ◆各種スポーツイベントを実施することにより、積極的に町民に参加を呼びかけ、スポーツに関わることができる環境づくりに取り組みます。
- ◆スポーツを通じた交流を活性化することで、交流人口の増加や経済効果の拡大を図ります。
- ◆各種団体の育成や拡大、相互交流を図るため、体育協会やスポーツ推進委員との連携を強化し、スポーツ指導者の育成や発掘、団体の育成・強化に取り組みます。

2 スポーツ施設の整備

- ◆スポーツ施設の長寿命化や高齢者等が施設を利用する際の安全性・利便性等に配慮した施設の整備を行います。
- ◆誰もが利用しやすいニーズに応じた活動の場をつくるとともに、体育施設等の維持・整備を行います。
- ◆老朽化した既存施設の改修、再整備の検討を行います。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
生涯スポーツ	各種スポーツ教室の再編	住民のニーズに応じた教室の開催、健康増進等他事業との連携	上関町
	スポーツイベントの開催	世代交流ができるスポーツイベントの開催・促進	上関町
	地域スポーツクラブの育成	地域で活動するスポーツクラブの育成	上関町
	スポーツ施設の整備・充実	体育施設等の維持・整備及び備品の充実	上関町
		町民体育館・グラウンド・テニスコート改修、再整備の検討	上関町

基本計画

豊かな創造性を育む人づくり

4. 教育文化施設の整備

現況と課題

本町は、平地が少なく、集落が分散しているなどの地理的条件に加え人口減少等も顕著に表れています。各地区には公民館および分館が整備されていますが、老朽化が進み、施設の建替えも必要となっています。中央公民館の機能を備えた総合文化センターをコンサートや芸術活動、創作活動、講演会等の催し物に対応できる施設として住民の学習活動や文化活動に活用するとともに、図書館等を備えた社会教育施設として運用していきます。

今後は、多様化する教育文化活動や催し物等のニーズに応える施設を整備するとともに、老朽化した既存施設の改修が課題となってきます。

基本方針

老朽化した公民館は、住民の活動状況や要望をふまえた整備内容を検討し、図書館および中央公民館の機能を備えた総合文化センターの活用を図ります。

主要施策

- 1 既存施設の改修、再整備
- 2 総合文化センターの活用

具体的施策内容

1 既存施設の改修、再整備

- ◆各地区の公民館の利用状況や利用者の要望を把握し、再整備を進めます。
- ◆老朽化が進んでいるために再整備する上関地区館をはじめ、その他既存施設は、耐震化等の対応を図るとともに、今後、整備が予定される他施設との複合化も含め、整備方針の検討を行います。

2 総合文化センターの活用

- ◆本町の文化拠点として、中央公民館、多目的ホール（演劇、音楽コンサート等の芸術活動や講演会等に利用）、図書館、視聴覚室等の機能を併せ持つ総合文化センターを有効的に活用します。
- ◆本町に関連する美術作品等を展示し、町民の目に触れる機会を提供します。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
教育文化施設の整備	地区公民館等整備	上関地区館再整備 その他地区公民館等整備	上関町
	文化施設整備	祝島総合文化福祉センター（仮称）整備の検討	上関町
		総合文化センターの活用（中央公民館、多目的ホール、図書館、視聴覚室等）	上関町

第2節 新たな歴史・文化を築くまちづくり

1. 郷土を愛し、誇れる教育の推進

現況と課題

本町は、海上交通の要衝として海を介した長い交流の歴史があり、往時の景観を留めている建物や町並みも残っていますが、交通の中心が陸路になり、新しい生活様式に変化するにつれて貴重な地域資源といえる町並みも老朽化し、景観を損なうものも増えている状況です。

しかし、国指定重要文化財の四階楼や、朝鮮通信使に関する遺構をはじめとする町内の各所に残る史跡は営々としており、築いてきた人々の思いがこもる貴重な郷土の財産であり、あらためて焦点を当て、歴史資産の掘り起こし・体系的整理や保存・修復に努め、郷土史学習の“実物の教科書”として活用を図ることが求められています。そのためには、歴史研究グループの協力を得ながら事業を進めていく必要があります。

また、本町には県の無形民俗文化財として指定されている祝島の神舞神事や、神明祭、どんでん祭等の伝統・文化や祭事があるものの、過疎化や高齢化の進行などにより、伝統継承の機会や伝承者の確保などが課題となっています。

基本方針

本町の郷土史に関わる貴重な資産を保全するとともに、歴史学習の推進の視点から、あらためて見直し、体系的に整理して実物の教材とするとともに、それらを教授・伝授していくガイドの育成および運営に必要なハード・ソフト両面の支援を行います。

主要施策

- 1 歴史学習の推進
- 2 郷土史ガイドの育成
- 3 歴史的建造物の保全・活用

具体的施策内容

1 歴史学習の推進

① 歴史的資産の体系的整理

◆ 町内に点在する貴重な歴史的資産を調査・審議し、体系的に整理します。

② 歴史的資産の保存・修復等

◆ 対象とする資産の保存・修復等を行い、将来にわたりしっかりと継承できるよう整備に努めます。また、歴史探訪ルートを活用するとともに、歴史学習の素材づくりを進めます。

2 郷土史ガイドの育成

◆ 観光協会や歴史研究グループとともに若い人材を発掘し、郷土の自然・歴史・文化・暮らしを伝えるガイドの育成と組織づくりに取り組みます。

3 歴史的建造物の保全・活用

◆ 町内に残る歴史的な建造物を後世に伝えるために、保全・改修を推進します。また、歴史的建造物を観光資源としても活用します。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
郷土を愛し、誇れる教育の推進	歴史散策道整備	室津～上関の旧道を軸に歴史探訪ルートを設定、環境整備	上関町
	歴史的建造物保全対策	歴史的建造物の保全・改修に対する支援	上関町

《町内の指定文化財等一覧表》

名 称		所 在 地	指定年月日
国指定	有形文化財		
	四階楼 付 幣串	上関町大字室津 868-1	平成 17 年 12 月 27 日
県指定	天然記念物		
	常満寺の大イチョウ	上関町大字室津 956	昭和 41 年 6 月 10 日
	祝島のケグワ	上関町大字祝島字小田 2729 (三浦湾の海岸から 200m 登る)	昭和 41 年 6 月 10 日
	八島与崎のカシワ・ ビャクシン群落	上関町大字八島字出崎 95、96、98-1 字 古浦 98	平成 15 年 4 月 4 日
	有形文化財		
	旧上関番所	上関町大字長島 629	平成 12 年 3 月 31 日
	無形民俗文化財		
	祝島の神舞神事	上関町大字祝島	昭和 51 年 11 月 24 日
町指定	史 跡		
	五卿の宿「肥後屋」跡	上関町大字室津 847	昭和 49 年 12 月 26 日
	上関御茶屋跡	上関町大字長島 629	昭和 52 年 9 月 13 日
	上関越荷会所跡	上関町大字長島 583-1	昭和 52 年 9 月 13 日
	皇座山練尾狼煙場跡 及び番小屋跡 付 遠見台跡	上関町大字室津 10096	平成 26 年 12 月 25 日
	天然記念物		
	祝島のアカウ	上関町大字祝島 159	平成 16 年 1 月 14 日
	祝島のウラジロガシ	上関町大字祝島 1177-2	平成 16 年 1 月 14 日
	祝島のカンコノキ	上関町大字祝島 2353	平成 16 年 1 月 14 日
	祝島のケグワ	上関町大字祝島 2727	平成 16 年 1 月 14 日
	祝島のバクチノキ	上関町大字祝島 2655 地先水路	平成 23 年 3 月 18 日
	祝島三浦のコッコー	上関町大字祝島 2487	平成 24 年 1 月 17 日
	歴史資料		
	木造扁額「巨壑山」	上関町大字室津 868-1	平成 19 年 3 月 15 日
	菅原神社村上廣武奉納 石灯籠 付 瀧長愷謹誌文陰刻板	上関町大字長島 363	平成 23 年 1 月 18 日
	朝鮮通信使船上関来航 図	上関町大字長島 440	平成 26 年 12 月 25 日
	安村家文書	上関町大字長島 588	平成 28 年 4 月 4 日

2. 国際交流の推進

現況と課題

万葉の時代から港町として栄えてきた本町は、海との関わりのなかで発展を遂げた歴史があります。室津、上関などの港は奈良時代から瀬戸内海航路の主要な寄港地となり、四代には番所が設けられました（後に上関に移設）。江戸時代には諸国の廻船も寄港し商業が栄え、朝鮮通信使も滞在するなど、常に海を通じて時代の先駆けとなる文化に接してきました。

さらに、明治以降にはハワイやアメリカ本土、大陸方面へ渡航し、帰国後に地域の発展に寄与する人材が出るなど町民も海を介して日本国内のみならず、世界の海を活躍の場としてきました。

このように本町は、積極的に新しい知識や文化を取り入れる気風や、来訪者との交流によって培ったもてなしの心、伝統など後世に伝えていくべき地域資源が多いと言えます。

国際化が進み、世界が双方向に結ばれているなかで、本町でも世界に開かれたまちづくり、世界的な視野で物事を考え行動する人づくりの必要性が高まっています。

かつての交流・伝統など歴史的な地域資源や町民気質を背景に、海外との交流を深める開かれたまちづくりとともに、縁者との交流を介しながら国際交流に取り組んで行く必要があります。

基本方針

外国文化などの受け入れをより積極的に進めるとともに、青少年の海外研修等の一層の拡充を図ります。

歴史的に関係の深い朝鮮通信使の関連市町村をはじめ、県の国際交流員などとの交流は、さらに充実したものとなるよう推進します。

主要施策

- ① 地域に根ざした国際交流の推進
- ② 歴史文化を生かした国際交流の推進
- ③ 青少年を中心とした国際交流の推進

具体的施策内容

1 地域に根ざした国際交流の推進

- ◆市民が海外でも活躍できるよう語学力を向上させ、また、海外からの観光客とコミュニケーションをとることができるように、先進的な英語教育推進事業を継続して行います。

2 歴史文化を生かした国際交流の推進

- ◆朝鮮通信使の関連地や関連団体などとの交流をより緊密なものとしていきます。
- ◆平成29年、ユネスコ記憶遺産に超専寺所有の「朝鮮通信使船上関来航図」が関連資料として正式登録されたことに伴い、世界に誇れる遺産として発信し、次代に引き継いでいきます。

3 青少年を中心とした国際交流の推進

- ◆青少年を中心とした海外研修の一層の充実に取り組みます。
- ◆小中学校への海外からの体験学習児童等の受け入れを支援します。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
学校教育	中学生海外派遣事業	中学生の海外ホームステイ・語学研修への派遣	上関町
国際交流	国際交流事業	朝鮮通信使関連地・関連団体との交流及び国際交流員との交流	上関町

第4章 うるおいのある町をつくる「住民と行政」

行政／財政運営の確立／広域行政／人権／共同参画／協働

第1節 まちを支える行政

1. 行政運営の確立

現況と課題

住民の生活スタイルの多様化に伴い、行政に対する要望も年々多岐にわたっています。これまでの行政組織では対応できないものも出てきており、新たな行政組織の運営が求められています。

国においては、これまで地方分権改革を進めてきましたが、平成29年度にマイナンバー制度を導入し、窓口でのワンストップサービスやカードを活用した消費活性化策等を展開するとともに、国家戦略として位置付けたICT分野（データ利活用と働き方改革）において、AIやRPA（ロボットを使った簡易業務の自動化）などの行政分野への活用といった取り組みも推進されており、今後の高度情報化社会に対応した組織づくりは待ったなしの状態です。

行政の事務管理は、個人情報の適切な管理保護を行い、公平かつ迅速、効率的に処理することが原則であるとともに、経費節減、合理化を進めるための努力をしなければなりません。

一方、行政に対する住民の参加意識や、情報公開の要求・請求は強まっており、適切な対応が求められています。今後は、行政運営の省力化、コスト削減を進めながら、情報管理の安全性とシステム化を高め、迅速な住民サービスの提供を行う必要があります。

基本方針

時代に合った行政組織の合理化・スリム化を進め、社会情勢に応じた経費節減・合理化に努めます。同時に、今後も住民サービスに的確に対応していくため広報・公聴に努めるとともに、機動的な行政組織の確立や、職員の能力の向上をめざします。

主要施策

- ① 行政組織の合理化
- ② 文書・情報管理体制の整備
- ③ 庁舎の統合整備
- ④ 人材の育成
- ⑤ 広報・公聴

具体的施策内容

① 行政組織の合理化

- ◆行政組織の効率化を図るため、電子自治体の取り組みについて推進し、一部業務のペーパーレス化の検討や事務・業務プロセスの見直し、職員の資質向上による定員適正化、民間委託・外部委託等により、組織の合理化を進めます。

② 文書・情報管理体制の整備

- ◆情報管理の一元化を進め、必要な情報を迅速かつ的確に住民に提供できる体制を整えるとともに、情報公開、個人情報保護に努めます。
- ◆国の方針である電子決裁の推進に対応する為、業務プロセスの見直し（BPR）を行い、文書管理の適正化を図り、電子決裁及びグループウェアの導入を検討します。
- ◆新庁舎移転に伴い、文書管理の手法や保管方法を見直し、公文書管理システム等の導入についても検討します。
- ◆業務の合理化・効率改善を図り、一部業務の民間委託・外部委託を検討します。

③ 庁舎の統合整備

- ◆役場組織が複数の建物に分散している状態を解消し、住民サービスの向上を図るとともに、地域防災の拠点施設として新庁舎の建設を進めます。
- ◆旧中央公民館、分庁舎、福祉センターなど、旧施設の解体をはじめ、既存の公共施設の統合と整理をします。
- ◆新庁舎においては、入退室の管理など、セキュリティ対策・防犯対策を実施します。
- ◆将来的な書類や資材等の増加に備え、保管庫倉庫等の整備をします。
- ◆支所・分室事務所の業務内容の改善をし、施設の統廃合及び建て替えを検討します。

4 人材の育成

- ◆職員の研修や、県の派遣事業による人材交流等、人材の育成に努めます。
- ◆人材育成方針及び研修実施計画の策定を進めます。
- ◆地域外からの人材として、地域おこし協力隊を積極的に導入し、地域の活力を促進します。

5 広報・公聴

- ◆住民サービスに的確に対応していくため、住民への広報、住民からの公聴に努めます。
- ◆インターネットの活用による内外に向けた地域情報の発信を強化するため、本町のホームページの内容の充実を進めていきます。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
行政運営	公共施設等総合管理計画改訂	既存施設の更新・統廃合・長寿命化	上関町
	自治会運営費助成	地域コミュニティ機能維持のため各地区自治会に対し助成	上関町
	ペーパーレス化の推進	電子決裁・グループウェアの導入	上関町
	公文書管理システム等の導入	公文書管理の実施	上関町
	人材育成方針及び研修実施計画の策定	人材育成方針の改定と研修実施計画の策定	上関町
	旧施設の解体・整理	旧公共施設の解体・整理	上関町
	地域おこし協力隊の導入	地域おこし協力隊の募集・採用	上関町

2. 財政運営の確立

現況と課題

本町の財政は、一般会計予算規模の5割近くを地方交付税に依存しており、町税収入は1割にも満たず、財政力指数は0.12と脆弱な状況が続いています。

その中で、新たな自主財源の確保のため、風力発電事業を開始しました。また、ふるさと納税による寄附金収入も、貴重な自主財源として様々な事業に活用しています。

人口の減少や全国平均を大きく上回る高齢化率に加え、基幹産業である漁業の不振等により、自力による町税の伸びを期待するのは厳しい状況です。また、昨今の景気の悪化や消費の低迷により、法人等の業績が落ち込み、法人住民税も減収が見込まれます。

一方、地方交付税も人口減少に伴う減少傾向にあり、今後の見通しは極めて不透明となっています。また、国・県の補助金も見直し等により減少傾向にあり、これからの財政運営はますます厳しくなることは必至で、さらなる合理化や計画性が強く求められています。

財政構造の硬直化もかなり進んできており、平成30年度決算統計による経常収支比率は93.7%と、財政の弾力性は極めて乏しい状況です。

そのため、引き続き経常経費等の削減を進めていく必要がありますが、経常的な一般財源収入の伸びが期待できない限り、この指標の大幅な改善は困難な状況です。

地方債現在高については平成30年度末（普通会計）で約35億円となっており、平成29年度より増加していますが、今後は減少していくものと推計されます。

公債費については、平成25年度に償還のピークとなりましたが、将来の世代に負担を負わせない観点からも、地方債の借入れには慎重を期す必要があります。

今後は、現状産業の育成だけではなく、新たな自主財源確保にも努めていかなければなりません。

《町・財政の状況》

(単位：千円)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
歳入総額 A	4,552,598	3,446,681	3,315,873	4,228,134	4,457,057
町税	211,624	198,577	199,068	188,978	210,790
地方交付税	1,738,294	1,804,976	1,750,123	1,683,743	1,644,440
国庫支出金	296,304	265,054	283,786	222,458	233,566
都道府県支出金	217,357	265,458	243,852	266,588	218,343
地方債	225,300	280,200	299,100	503,800	505,800
うち過疎債	108,800	159,800	203,000	409,300	406,300
その他	1,863,719	632,416	539,944	1,362,567	1,644,118
歳出総額 B	4,425,627	3,331,392	3,188,286	4,121,298	4,296,502
人件費	581,177	600,457	577,696	564,676	578,548
扶助費	239,959	236,218	275,430	232,186	225,122
公債費	535,308	514,601	470,031	454,814	373,924
投資的経費	1,765,104	627,833	562,825	821,887	794,662
うち普通建設事業費	1,764,026	627,482	562,380	821,887	743,555
補助費等	271,262	275,663	283,899	256,740	277,597
繰出金	444,793	443,055	403,968	429,363	1,104,011
その他	588,024	633,565	614,437	1,361,632	942,638
歳入歳出差引額C(A-B)	126,971	115,289	127,587	106,836	160,555
財政力指数	0.127	0.123	0.120	0.121	0.121
公債費負担比率	20.9	20.2	19.1	14.2	13.3
地方債現在高	3,551,873	3,365,313	3,233,755	3,314,491	3,471,086

基本方針

過疎化、高齢化の進む町の福祉や住民サービスに対応するため、健全財政の確保に配慮し、自主財源の確保に努めるとともに、財政運営の効率化を進めていきます。

補助金や交付金等の財源を計画的に有効活用する財政運営を進めていきます。

主要施策

- 1 健全財政の確保
- 2 財政運営の効率化

具体的施策内容

1 健全財政の確保

①自主財源の確保

- ◆町税の徴収率の向上と滞納対策。
- ◆産業振興および企業誘致に努め、新たな財源確保を図ります。
- ◆雇用機会の拡大に努め、住民所得の向上を図るとともに、課税対象の的確な把握により財源の確保に努めます。
- ◆町有財産のうち、遊休化しているものを把握し、利活用等を検討します。
- ◆風力発電事業の売電収入やふるさと納税寄附金など、新たな自主財源の確保に努めます。

②税外負担の適正化

- ◆受益者負担の原則により、使用料等は公平、適正な受益者負担を図ります。

③経費の節減

- ◆経常経費全般について徹底した見直しを行い、節減に努めます。

④補助金等の有効活用

- ◆国、県等の補助事業は、慣例にとらわれず、行政効果を十分考慮し、有効的な活用を図ります。

⑤国、県に対する要望

- ◆普通交付税算入がある地方債の事業拡大、交付金・補助金制度の改善等、地方財源の確保に向けて国、県に要望していきます。

⑥財政計画の策定

- ◆将来的に持続可能な行財政基盤を確立することの一環として中長期的な視点に立った財政計画を策定し、健全な財政運営に努めます。

2 財政運営の効率化

①財政投資の重点化

- ◆投資的経費は、総合計画に基づき、事業の重要性や投資効果を考慮して、重点的な財源配分を行います。
- ◆優先順位を検討し、計画的な事業の推進を図ります。

<主要事業>

施策区分	事業名	事業内容	事業主体
財政運営	財政計画の策定	中期（3～5年）財政計画の策定	上関町

3. 広域連携

現況と課題

本町は、柳井広域市町村圏に属し、交通・通信体系の整備、ゴミ・し尿処理委託による共同処理、広域利水、救急医療等を広域で担ってきました。各種の行政サービスには、1町単位では対応できないものが多く、今後人口規模がさらに縮小し、人材不足による行政機能の低下などの課題を解決するためにも、市町村間での協力体制の構築や、広域圏のネットワークを一層強化する方向に取り組んでいく必要があります。

本町は、従来の単独町で存続する方向で合意が成立しましたが、柳井広域圏を形成する市町数により、広域圏関連の取り組みは、今後、人的・財政的補填を予想して対応する必要があります。

また平成27年からは広島広域都市圏の構成市町として参画しており、それぞれの地域の強みを伸ばし弱みを補うことで、圏域経済の活性化に取り組んでいます。

基本方針

単独のまちづくりを進める上関町の在り方と方向性を踏まえながら、独自性と協調性を持って広域連携を推進します。

主要施策

- 1 関係市町間の協調
- 2 県への要請

具体的施策内容

1 関係市町間の協調

- ◆関係市町間の自主性を尊重しながら、引き続き柳井広域圏形成市町との協力・連携を図るとともに、広島広域都市圏が掲げる「広島広域都市圏発展ビジョン」を推進し、圏域での効果的な連携や振興に努めます。

2 県への要請

- ◆広域連携が円滑に推進されるよう、県事業の充実、指導、協力を県に要請していきます。

4. 男女共同参画の推進と働き方改革の取組

現況と課題

少子高齢化の進行による人口減少が進むなかで、地域の活力を維持し、安心して心豊かに暮らせる町づくりを進めていくためには、男女の性別にかかわらず、お互いの人権を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が、重要な課題となっています。

こうした課題の克服に向けて、本町においても、男女共同参画基本計画に基づき、その実現に向け取り組んでいく必要があります。

また、個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方を自分で選択できるための働き方改革については、働き手を増やし、出生率を上昇し、労働生産性の向上を図る目的で、長時間労働の是正や非正規労働者に対する不合理な待遇差、労働人口不足の解消をするという方向性で取り組んでいかなければなりません。

基本方針

男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮し、平等な主体として共にいきいきと生活できる地域社会を実現するため、多様な場面での男女共同参画の推進を図ります。

また、働き方改革の実現に取り組むため、労働環境の是正と環境整備に努めます。

主要施策

- 1 男女共同参画基本計画の改定
- 2 働き方改革の推進

具体的施策内容

1 男女共同参画基本計画の改定

- ◆学校、家庭、地域、職域における男女平等意識の啓発を図るため、男女共同参画社会づくりに向けた講演会・研修会を開催するとともに、男女間の問題に対応する相談体制の整備を図ります。
- ◆女性が働きやすい環境づくりを進めるため、地域の関係主体に対し、男女共同参画の基本的な考え方や関連法制度等の周知を図ります。
- ◆セクシュアル・ハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為などを撲滅するため、啓発活動を推進します。
- ◆女性活躍推進法に沿った女性管理職等が登用できる環境を整備するとともに、地方自治法に基づく委員会等への女性の登用を図る環境を整備します。

2 働き方改革の推進

- ◆国の主導する働き方改革の動向に沿うとともに、男女ともに育児休業・部分休業が取得しやすい環境づくりや、子育てがしやすい環境の充実を図ります。また、年次休暇の取得の促進を図るなど、次世代育成法・女性活躍推進法に則った特定事業主行動計画を策定します。
- ◆会計年度任用職員制度への円滑な移行と、任用職員の活用を図ります。
- ◆障害者活躍推進計画を策定するとともに、障がい者の雇用を図り、働く場の環境整備を検討します。

第2節 まちを支える住民

1. 人権の尊重

現況と課題

人権は、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利であり、「侵すことのできない永久の権利」として日本国憲法において保障されています。

現在、我が国においては、人権の尊重に向けた取り組みが進められていますが、国際化や少子・高齢化、情報化など社会の変化にともない、新たな形の人権課題も発生しており、その対応が求められています。

上関町では、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け策定された「山口県人権推進指針」に基づき、「町民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな町づくり」を目標に、人権に関する総合的な取り組みを推進しています。

基本方針

住民一人ひとりの人権が尊重された地域社会を実現するため、あらゆる行政分野で人権尊重を行動基準として行政を推進します。

また、人権尊重の意識を高めるため、学校教育、社会教育などを通じて多様な学習機会を提供するとともに、幅広い啓発活動や住民の自主的な学習機会への支援を進めます。

さらに、人権に関するさまざまな相談に対応できる体制の整備を図ります。

主要施策

- 1 人権を尊重した行政の推進
- 2 人権教育・人権啓発の推進および相談体制の整備

具体的施策内容

1 人権を尊重した行政の推進

- ◆人権尊重の視点から業務の点検・見直しを行い、人権に配慮した行政を推進します。
- ◆住民主体の協議会を設置し、分野別施策の推進など、人権に関する総合的な取り組みを推進します。

2 人権教育・人権啓発の推進および相談体制の整備

- ◆学校教育においては、一人ひとりを大切にする教育の推進、社会教育においては人権学習講座等を定期的を開催することで、人権尊重の意識を高めていきます。また、人権啓発を推進するとともに、資料や情報の提供などを通して、住民の自主的な人権学習を支援します。
- ◆人権に関するさまざまな相談に対応するため、相談体制を整備するとともに、その相談に対応する相談員の育成を図ります。

2. 住民と行政の協働

現況と課題

近年の社会経済情勢の変化や地球環境問題、地域におけるグローバル化等への対応など、地域課題の複雑化が進みつつあり、住民の価値観の多様化など、行政による対応にも限界が生じています。住民による地域活動も徐々に低下しており、人口減少や少子高齢化が急速に進んでいる現状では、地域の課題解決に取り組む担い手（人材）が不足しています。このため、今後は地域住民の参画を促し、地域住民の人材を育成することが重要となってきます。また、住民の生活圏である集落における地域運営組織と集落ネットワーク圏（小さな拠点）への取り組みについて検討し、既存集落の存続・活性化に繋げていくことが重要です。

そして、複雑化する地域課題への対応として、住民と行政の協働を進めるための体制の整備が必要となっています。

基本方針

行政の各種活動に対し、住民が参画できる機会を創出し、官民協働による地域づくりを推進します。また、地域における住民活動・地域活動の拠点整備を進め、多様な主体の育成を図ります。

そして、住民と行政が信頼と適切な役割分担について認識するとともに、行政も率先して地域に出ていき、住民参画・協働のまちづくりをリードする人材の支援・育成に努めます。

主要施策

- 1 住民の参画機会の創出
- 2 住民活動・地域活動の拠点整備
- 3 ボランティア活動との連携

具体的施策内容

1 住民の参画機会の創出

- ◆住民参加の制度や機会を充実させ、意見反映と合意形成を促進する仕組みづくりを進めます。
- ◆住民活動団体等のリーダーを支援・育成しながら、住民と行政の協働を推進します。

2 住民活動・地域活動の拠点整備

- ◆住民活動・地域活動の活性化を図るため、関係者が気軽に集まれる活動拠点の整備を進めます。

3 ボランティア活動との連携

- ◆団体や住民の主体的な活動が展開されるよう、その活動内容に応じた適切な行政支援を行い、連携の強化を図ります。

參考資料

第5次上関町総合計画策定経過（概略）

年 月 日	実 施 事 項
平成 30 年 7 月	住民アンケート調査実施 (対象；無作為抽出、中・高校生、町職員)
令和元年5月	総合計画審議会公募委員の募集
令和元年6月28日	第1回策定委員会
令和元年8月1日	第2回策定委員会
令和元年9月5日	第3回策定委員会
令和元年10月29日	第1回総合計画審議会
令和元年12月2日	第4回策定委員会
令和元年12月9日	第2回総合計画審議会
令和元年12月11日	上関町議会全員協議会
令和元年12月23日	第5回策定委員会
令和2年2月26日	第6回策定委員会
令和2年2月27日	第3回総合計画審議会（承認）
令和2年3月2～12日	パブリック・コメントの実施
令和2年3月13日	第5次上関町総合計画議決

上関町総合計画策定条例

平成 27 年 3 月 24 日 条例 14 号

(目的)

第 1 条 この条例は、まちづくりの基本的な指針である総合計画を策定することにより、総合的かつ計画的な町政の運営を図り、本町のまちづくりのための基本的な施策を着実に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。

(2) 基本構想 町政の最高理念であり、本町の将来像及び重点施策を示すものをいう。

(3) 基本計画 基本構想に基づく町政の基本的な計画であり、重点施策を実現するための基本的施策及び体系を示すものをいう。

(4) 実施計画 基本計画に基づく施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(審議会への諮問)

第 3 条 町長は基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、上関町総合計画審議会設置条例（昭和 57 年上関町条例第 22 号）に規定する上関町総合計画審議会に諮問するものとする。

(基本計画及び実施計画の策定)

第 4 条 町長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(議会の議決)

第 5 条 町長は、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

(総合計画の公表)

第 6 条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第 7 条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定するときは、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上関町総合計画審議会設置条例

(昭和 57 年 9 月 24 日 条例第 22 号)

改正 平成 8 年 6 月 28 日条例第 20 号

(設置)

第 1 条 上関町総合開発と発展を促進するため町長の諮問機関として、上関町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議する。

- (1) 町が定める基本構想及び基本計画に関すること。
- (2) その他町長が総合開発計画上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 23 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 公共的団体等の代表者
- (2) 学識経験を有する者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員のうち役職により任命された委員が当該役職を失った場合には、委員の職を失う。
- 3 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、町長の諮問に応じ、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、総合企画課において処理する。

(その他)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 6 月 28 日条例第 20 号)

この条例は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する

上関町総合計画審議会委員

	氏 名	役 職 名	備 考
1	角田 五明（上関）	上関地区区長 上関町ふるさとづくり推進会議会長	地区推薦
2	品川 朋子（室津）	室津地区代表	//
3	田中 薫（白井田）	白井田地区区長	//
4	木村 力（祝島）	祝島地区自治会長	//
5	大田 勝（八島）	八島地区区長	//
6	大田 元治（戸津）	戸津地区区長	//
7	米中卫ミ子（蒲井）	蒲井地区区長	//
8	岩崎 芳伸（四代）	四代地区区長	//
9	濱田 憲昭（上関）	上関町商工会会長	団体推薦
10	窪田 淳一（上関）	上関町教育委員会委員	//
11	新岡 元（上関）	山口漁業協同組合上関支店運営委員長	//
12	中田佳代子（白井田）	上関町連合婦人会会長	//
13	光寿 光夫（戸津）	上関町民生児童委員協議会会長	//
14	川崎 茂昭（室津）	上関町農業委員会会長	//
15	安田 和幸（上関）	上関町観光協会事務局長	//
16	原田 康平（上関）	上関町社会福祉協議会副会長	//
17	岩木 和美（上関）	上関町議会代表	//
18	辻 正義（白井田）	住民代表	公募委員
19	國弘 公敏（祝島）	//	//
20	河津 敏美（戸津）	//	//
21	清水 智子（室津）	//	//

（敬称略・順不同）

上関町総合計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 上関町総合計画の策定に関する事項を調査研究するため、上関町総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 上関町総合計画の策定に関する上関町役場庁舎内の意見の取りまとめ
- (2) 上関町総合計画の策定に関する町民の意見等に関する調査・まとめ
- (3) その他、上関町総合計画の策定に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長、副委員長は総合企画課長をもって充てる。

3 委員は、町職員のうちから町長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会に必要と認める場合は、委員以外の関係者の出席を求め、説明、意見等を聴収することができる。

(庶務)

第7条 この委員会の庶務は、総合企画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項については、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

上関町総合計画策定委員会委員

	氏 名	所 属 課	備 考
委 員	松中 一夫	副 町 長	委 員 長
	橋本 政和	総合企画課	副委員長
	井上 満輝	//	
	上杉 美和	総 務 課	
	磯邊 一男	保健福祉課	
	明石 修治	産業観光課	
	田中 宏明	土木建築課	
	西山 大介	生活環境課	
	山内 孝幸	教育委員会	
事 務 局	坪金 由美	総合企画課	
	田村 祐樹	//	

（敬称略・順不同）



第 5 次 上 関 町 総 合 計 画

令和2年度～令和6年度（2020～2024）

発行日 令和2年3月

発行 山口県上関町

編集 上関町総合企画課

〒 742-1402 山口県熊毛郡上関町大字長島 503

TEL : 0820-62-0316 FAX : 0820-62-0783

E-Mail : kikaku@town.kaminoseki.lg.jp

URL : <https://www.town.kaminoseki.lg.jp>

花咲く海の町・上関
HANASAKU UMINOMACHI KAMINOSEKI

～「歴史に学び、伝える」海とともに、人とともに」～

